

柳津町地域防災計画

(資料編)

【平成30年3月19日改訂】

柳津町防災会議

目次

1	柳津町防災会議条例【総務班】	1
2	柳津町防災会議委員【総務班】	3
3	柳津町災害対策本部条例【総務班】	4
4	柳津町豪雪対策本部設置要綱【総務班】	5
5	柳津町地域防災計画等策定本部会議本部員【総務班】	7
6	災害弔慰金の支給等に関する条例【住民福祉班】	8
7	柳津町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則【住民福祉班】	13
8	柳津町防災行政用無線局部外設置管理運用取扱規程【総務班】	17
9	柳津町消防団設置等に関する条例【総務班】	21
10	柳津町消防団組織規則【総務班】	27
11	柳津町職員自衛消防隊規約【総務班】	31
12	柳津町防霜対策本部設置規程【農林振興班】	33
13	消防相互応援協定書【総務班】	35
14	災害時相互応援協定書【総務班】	41
15	災害時応急対策業務に関する協定書【総務班】	49
16	柳津町のボランティア団体【総務班・住民福祉班】	66
17	火災発生時における通報・出動要領【総務班】	67
18	ヘリポート(ドクターヘリ)一覧【保健衛生班】	69
19	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表【総務班】	70
20	一時避難場所一覧表【総務班・住民福祉班】	74
21	報道関係機関一覧	75
22	危険物施設別調査表【総務班・住民福祉班】	76
23	指定文化財一覧【生涯学習班】	77
24	A E D (自動体外式除細動器) 設置公共施設一覧【保健衛生班】	78
25	町内医療機関調【保健衛生班】	79
26	一般廃棄物処理業者【保健衛生班】	80
27	火葬場【住民福祉班】	81
28	柳津町指定給水装置工事事業者一覧(所在地: 柳津町) 【上下水道班】	82
29	柳津町排水設備指定工事事業者一覧(所在地: 柳津町) 【上下水道班】	83
30	福島県災害救助法施行細則	84
31	被害の認定基準【総務班・税務班】	94
32	土砂災害等危険箇所	95

1 柳津町防災会議条例【総務班】

昭和37年 9 月27日 条例第17号

改正

平成12年 3 月30日 条例第23号

平成18年 6 月26日 条例第18号

平成24年 3 月12日 条例第15号

柳津町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、柳津町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 柳津町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 柳津町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員15人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
 - (2) 福島県の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福島県警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第23号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月26日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月12日条例第15号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 柳津町防災会議委員【総務班】

柳津町防災会議 委員

N0	区 分	職名等	備 考※
	会 長	柳津町長	
1	委 員	柳津町議会総務文教常任 委員会委員長	第 1 号委員
2	〃	会津地方振興局長	第 2 号委員
3	〃	会津農林事務所長	
4	〃	会津若松建設事務所長	
5	〃	会津坂下警察署長	第 3 号委員
6	〃	柳津町副町長	第 4 号委員
7	〃	柳津町総務課長	
8	〃	柳津町町民課長 株式会社	
9	〃	柳津町地域振興課長	
10	〃	柳津町建設課長	
11	〃	柳津町教育課長	第 5 号委員
12	〃	柳津町教育長	
13	〃	会津坂下消防署柳津出張所長	第 6 号委員
14	〃	柳津町消防団長	
15	〃	株式会社N T T 東日本－東北 会津営業支店長	第 7 号委員

3 柳津町災害対策本部条例【総務班】

昭和37年9月27日条例第18号

改正

平成8年3月28日条例第2号

柳津町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、柳津町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 柳津町豪雪対策本部設置要綱【総務班】

柳津町豪雪対策本部設置要綱

(設置目的)

第1条 柳津町における 年 月 日からの豪雪による雪害を未然に防止し、又は雪害による応急対策等を講ずるため、柳津町豪雪対策本部（以下「豪雪対策本部」という。）を設置する。

(事前体制と豪雪対策本部設置基準)

第2条

1) 事前体制

① 事前体制の設置基準

柳津町内の観測地点で、積雪深130cmに達した時から、前日との積雪差が50cmを超えた場合「事前体制」に入るものとする。

② 事前体制における業務

事前体制に入った場合 各課等の長は、被害の発生等を予測し「警戒体制」への準備を行う。

2) 本部設置基準

① 警戒体制の設置基準

柳津町内の観測地点で、警戒積雪深（150cm）に達した時から、数日にわたる風雪（3日間連続した積雪差の累計が（70cm）を超えた場合）等により、情報交通等障害が生じると予測され、住民生活に支障を招く恐れがあると予測される場合等、または町長が必要と認める場合には、「豪雪対策本部」を設置する。

(処理事項)

第3条 豪雪対策本部は次に掲げる事項について、協議検討し、具体的な対策措置を講ずるものとする。

- (1) 豪雪時生活圏道路の確保対策について。
- (2) 道路交通途絶による生活圏確保のための救急対策措置について。
- (3) 生鮮食品及び燃料など生活物資確保のための対策措置について。
- (4) 各公共施設の豪雪の予防措置について。
- (5) 融雪災害及び農林業雪害の予防措置について。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、各課等から提案された事項及び豪雪対策に関し、緊急又は予防措置について連絡協調を要する事項。

(組織)

第4条 豪雪対策本部に本部長及び副本部長ならびに部員を置く。

- 2 本部長は、町長をあて、豪雪対策本部の事務を総理する。

- 3 副本部長は、副町長・教育長をあて、本部長の命を受け、豪雪対策本部の事務を分担する。
- 4 部員は別表に掲げる職にある者及び本部長が必要に応じ指名する者をあて、副本部長の命を受け、協議検討し、具体的な対策措置をまとめるものとする。
- 5 豪雪対策本部の事務局は総務課に置く。

(運営)

第5条 本部長は必要に応じ会議を招集し、主催する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、これを代理する。

- 3 第2条各項に掲げることについての具体的な対策措置は、それぞれの関係各課の提案ならびに部員の提案により、随時協議検討し、具体的な実施要領をまとめ、その措置を講ずるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、豪雪対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定めるものとする。

(施行)

第7条 この要綱は平成27年3月1日から施行する。

職	職	職
副 町 長	地域振興課長	教 育 課 長
教 育 長	建 設 課 長	公 民 館 長
総 務 課 長	出 納 室 長	保 育 所 長
町 民 課 長	議会事務局長	

5 柳津町地域防災計画等策定本部会議本部員【総務班】

柳津町防災会議 委員に同じ

N0	区 分	職名等	備 考 ※
	会 長	柳津町長	
1	委 員	柳津町議会総務文教常任 委員会委員長	第 1 号委員
2	〃	会津地方振興局長	第 2 号委員
3	〃	会津農林事務所長	
4	〃	会津若松建設事務所長	
5	〃	会津坂下警察署長	第 3 号委員
6	〃	柳津町副町長	第 4 号委員
7	〃	柳津町総務課長	
8	〃	柳津町町民課長	
9	〃	柳津町地域振興課長	
10	〃	柳津町建設課長	
11	〃	柳津町教育課長	第 5 号委員
12	〃	柳津町教育長	
13	〃	会津坂下消防署柳津出張所長	第 6 号委員
14	〃	柳津町消防団長	
15	〃	株式会社N T T 東日本－東北 会津営業支店長	第 7 号委員

6 災害弔慰金の支給等に関する条例【住民福祉班】

昭和49年6月27日条例第19号

改正

災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合は、その他の事情により、前2項の規定により難いときは前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいた者についての死亡推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は町民が災害により負傷し、又は疾病にかかったり、治ったとき（その病状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円としその他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く） 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と「170 万円」とあるのは「250 万円」と「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年）とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 15 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 7 月 3 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について改正後の第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和 56 年 12 月 25 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 50 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 27 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年 6 月 24 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年3月27日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

7 柳津町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則【住民福祉班】

昭和50年3月15日規則第3号

改正沿革

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年柳津町条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、柳津町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

- 2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日

- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する診断書（別紙様式第 1 号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所属、その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別紙様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了（借用書の返還）)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別紙様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を当該借受人に交付する。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第 13 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わって、その旨を届け出るものとする。

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

8 柳津町防災行政用無線局部外設置管理運用取扱規程【総務班】

昭和60年6月25日訓令第8号

柳津町防災行政用無線局部外設置管理運用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、地域防災計画に基づきあらかじめ定められた場所に配備する子局放送機器、戸別局、陸上移動局の管理運用について定めるものとする。

(委嘱)

第2条 町長は、部外に配備された子局放送機器、戸別局、陸上移動局についての運用及び保管を委嘱（第1号様式）する。

(総括管理者)

第3条 総括管理者は、部外設置の子局放送機器、戸別局、陸上移動局の管理、運用業務を総括し、使用管理者を指揮、監督する。

2 総括管理者は、町長とする。町長は、有線ラジオ放送業務運用状況報告書（第5号様式）を毎年5月末日までに提出する。

(使用管理者)

第4条 町長から委嘱を受ける関係機関の長及び行政区長を使用管理者とする。

2 使用管理者は、管理運用においては保管証書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(機器の管理)

第5条 使用管理者は、機器の取り扱いに十分注意し、保管する機器の善良なる管理に努めるものとする。

2 使用中の機器に事故あるときは、総括管理者に迅速に届出るものとする。

(機器の委譲の禁止)

第6条 機器は、第三者に対し、譲渡若しくは売却してはならない。

(機器の運用)

第7条 機器使用は次の場合に限るものとする。

- (1) 非常の事態が発生した場合
- (2) 非常の事態が発生するおそれがある場合
- (3) 非常通信訓練を実施する場合
- (4) 機器の点検を実施する場合
- (5) 町より通報があった場合
- (6) 区長及び各公益団体の情報連絡をする場合

(機器の保守点検)

第8条 機器の正常な機能を維持するため保守点検を行うものとする。

- 2 保守点検は、柳津町防災行政用無線局管理運用規程（昭和60年柳津町訓令第6号）第12条に基づいて町が行う。

(通信の記録)

第9条 使用管理者は無線機器の操作を行うとともに、無線局業務日誌（第2号様式）の記載を行う。

(管理費用)

第10条 機器の維持管理に要する費用は、次により行うものとする。

- (1) 子局の機器操作に要する電気料は、使用管理者の負担とする。
- (2) 戸別局の操作に要する電気料及び乾電池代は、個別の負担とする。
- (3) 清掃、草刈、雪囲い、除雪等の軽作業は、使用管理者の負担とする。
- (4) 機器等の修繕に要する費用は、町の負担とする。
- (5) 故意による機器等の破壊、毀損が生じたときは、その代価の全額を弁償するものとする。

(敷地)

第11条 子局の敷地は借地とし、町は土地所有者と柳津町防災無線子局土地使用貸借契約書（第4号様式）により貸借契約を締結するものとする。

- 2 契約期間は、町の防災無線が廃止されたときまでとする。
- 3 借地面積は3.3平方メートルとする。
- 4 借地料は、永久借地の打切料金とし、壱万円を支払うものとする。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

別記様式〔略〕

昭和60年6月25日訓令第7号

柳津町防災行政用無線局運用細則

(目的)

第1条 この細則は、柳津町防災行政用無線局管理運用規程（昭和60年柳津町訓令第6号）に基づき、固定局の運用を円滑に行うために定めるものである。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、固定系において定時通信及び緊急通信とする。移動系においては随時通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防災行政事務に関する事項。地震、台風等の非常事態に関する予・警報
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に定められた事項

(通信時間)

第4条 一般通信は、定時通信及び随時通信とする。

- 2 固定系の通信時間は、別に定める。
- 3 緊急通信は、地震、台風等その他緊急を要する事態が発生したとき、又は発生が予測されるとき行うものとする。

(通信の申込)

第5条 固定系において通信する場合の手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各所属長は、所管する事務で住民に報知する必要があるものについては、防災行政無線通信依頼書により通信前日の正午までに管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 緊急を要する場合は、口頭により届け出を行うことができる。
- (3) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。否決したときは、その旨を通信依頼者に通知するものとする。

(通信の制限)

第6条 管理責任者は、災害発生その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(通信の記録)

第7条 通信取扱責任者は、通信を行ったとき無線局業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(通信の方法)

第8条 固定系の通信方法は次のとおりとする。

- (1) 一斉呼出 固定系子局全部に一括呼出しするものをいう。
- (2) 地区呼出 グループごとの〇〇地区別に呼出しするものをいう。
- (3) 個別呼出 2以上の個別局に対し呼出しするものをいう。

(例) 平常時 「こちらぼうさいやないづこうほうです。1～2回……通信内容……以上で終わります。こちらぼうさいやないづこうほうでした。1回」

災害時 「こちらぼうさいやないづこうほうです。1～2回……災害に関する通報内容……以上で終わります。こちらぼうさいやないづこうほうでした。1回」

※1回の通信時間は、原則として3分以内とする。

2 移動系の通信方法は、次のとおりとする。

- (1) 必要のない無線通信は行わないこと。
- (2) 無線通信に使用する用語はできる限り簡潔にする。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正する。

(5) 呼出し

相手局の呼出名称 3回以下（ぼうさいやないづNo.2）

こちらは 1回（こちらは）

自局の呼出名称 3回以下（ぼうさいやないづNo.1）

(6) 応答

相手局の呼出名称 3回以下（ぼうさいやないづNo.1）

こちらは 1回（こちらは）

自局の呼出名称 1回（ぼうさいやないづNo.2）

(7) 呼出し又は応答の簡素化

呼出し又は応答を行う場合において、確実に連絡設定が認められるときは、呼出しの場合は「こちらは」及び自局の呼出名称、応答の場合は相手局の呼出名称を省略することができる。

これらの事項を省略した場合は、その通信中に少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信する。

附 則

この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

別記様式〔略〕

9 柳津町消防団設置等に関する条例【総務班】

昭和45年 5 月28日 条例第 8 号

改正

昭和46年 3 月24日 条例第 9 号
 昭和47年10月 2 日 条例第13号
 昭和48年 3 月13日 条例第 8 号
 昭和49年 3 月16日 条例第 2 号
 昭和50年 3 月15日 条例第12号
 昭和52年 3 月28日 条例第 8 号
 昭和53年 3 月15日 条例第 9 号
 昭和55年 7 月 1 日 条例第18号
 昭和56年 6 月24日 条例第18号
 昭和58年 3 月15日 条例第 5 号
 昭和60年 6 月27日 条例第16号
 昭和62年 3 月18日 条例第 6 号
 昭和63年 7 月 1 日 条例第18号
 平成元年 3 月20日 条例第 9 号
 平成 3 年 3 月20日 条例第13号
 平成 5 年 3 月22日 条例第12号
 平成 7 年 3 月29日 条例第 6 号
 平成 9 年 3 月31日 条例第11号
 平成11年 3 月24日 条例第11号
 平成17年 3 月25日 条例第15号
 平成19年 3 月22日 条例第10号
 平成23年12月21日 条例第27号
 平成29年 3 月23日 条例第15号

柳津町消防団設置等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、柳津町消防団の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 柳津町の消防事務を処理するため消防団を置く。

(名称及び区域)

第 3 条 消防団は、柳津町消防団と称し、管轄区域は柳津町の区域の全部とする。

(消防団員)

第4条 消防団に、消防団長、副団長、分団長、副分団長、訓練指導員、部長、副部長、第1班長、第2班長、第3班長及び団員（以下「消防団員」という。）を置く。

2 消防団員は、本町に居住又は勤務する年齢満18歳以上の者から町長の承認を得て、団長がこれを任命する。

3 消防団長は、消防団員より推せんされた者を、町長が任命する。
（定員）

第5条 消防団員の定員は、270人とする。
（退職）

第6条 消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ任命権者の許可を受けなければならない。
（懲戒）

第7条 消防団員であつて次の各号の一に該当する場合においては、任命権者はこれを懲戒することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）職務の内外を問わず消防団員の体面を傷つける行為のあったとき。
- （3）その他職務規律に違背する行為のあったとき。

（懲戒の種類）

第8条 前条の懲戒は、次の区別により行う。

- （1）免職
- （2）停職
- （3）戒告

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。
（懲戒権者）

第9条 前3条の規定による消防団員の退職又は懲戒は、団長の内申に基づき町長が行い、消防団長及び副団長については町長がこれを行うものとする。
（服務規律）

第10条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、服務するものとする。

2 招集の命を受けないときであっても、火災その他非常災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定された要領に従い直ちに出動して服務しなければならない。

第11条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長及び副団長にあつては町長に、消防団長以外の消防団員にあつては消防団長に届出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 消防団員は、火災警報発令中、その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒してはならない。

第13条 消防団員は、次の各号の事項を厳守しなければならない。

- （1）住民に対し常に火災の予防及び警火心の喚起に努め、ことある場合には身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならないこと。

- (2) 規律を厳守して上司の指揮命令のもと一致団結してことに当たらなければならないこと。
- (3) 互に礼節を重んじ信義を厚くし、常に言行を慎まなければならないこと。
- (4) 職務に関し金品の贈与又は饗応を受け、又はこれを請求する等のことをしてはならないこと。
- (5) 職務上知り得たことの機密を漏らしてはならないこと。
- (6) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与してはならないこと。
- (7) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならないこと。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほか使用してはならないこと。

(宣誓)

第14条 消防団員となった者は、その任命後別表第1による宣誓書に署名しなければならない。

(報酬)

第15条 消防団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は月割計算により、春季検閲及び秋季検閲にそれぞれ報酬の2分の1を支給する。

(費用弁償)

第16条 消防団員が職務のため出動したときは、別表第3に定める費用を弁償する。

- 2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は費用弁償として旅費を支給する。旅費の支給額及び支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年柳津町条例第7号）の適用を受ける特別職の職員の例による。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 柳津町消防団員定数条例（昭和30年柳津町条例第9号）、柳津町消防団員の任免、服務等に関する条例（昭和30年柳津町条例第41号）及び柳津町消防団員給与条例（昭和30年柳津町条例第42号）は、廃止する。

附 則（昭和46年3月24日条例第9号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月2日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日より適用する。

附 則（昭和48年3月13日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月16日条例第2号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月15日条例第12号）

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2 柳津町火災予防条例（昭和37年柳津町条例第16号）は、廃止する。

附 則（昭和52年3月28日条例第8号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月15日条例第9号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月1日条例第18号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月24日条例第18号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月15日条例第5号）

この条例は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（昭和60年6月27日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年6月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月18日条例第6号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月1日条例第18号）

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月20日条例第9号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月20日条例第13号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月22日条例第12号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月29日条例第6号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第11号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第11号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第15号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第27号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第15号）
（施行期日）
この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第14条関係）

宣 言 書

わたくしは、日本国憲法及び法律を尊重し、法令、条例及び規則を遵守し、柳津町民の奉仕者として、良心に従って忠実、かつ、公平に消防の職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

柳津町消防団第 分団
氏名



別表第2（第15条関係）

報酬額

区 分	報 酬 額	
	区 分	金 額
団長	年額	173,000円
副団長	〃	124,000円
分団長	〃	96,000円
副分団長	〃	68,000円
訓練指導員	〃	68,000円
部長	〃	62,000円

副部長		〃	57,000円
班長		〃	47,000円
団員	消防自動車運転手	〃	45,000円
	その他の者	〃	24,000円

別表第3（第16条関係）

費用弁償額

区 分	費用弁償額	
	区 分	金 額
水、火災出場の場合 （復旧作業のみ）	1回につき	1,500円
警戒の場合 （火災診断広報を含む）	1回につき	1,500円
機械整備の場合	1回につき	1,500円
訓練出場の場合	1回につき	1,500円

10 柳津町消防団組織規則【総務班】

昭和45年 5月28日規則第2号

改正

昭和48年 3月13日規則第1号
昭和63年 7月 1日規則第8号
平成 7年 2月28日規則第2号
平成18年 9月12日規則第11号
平成23年10月17日規則第10号

柳津町消防団組織規則

(目的)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項の規定に基づき、柳津町消防団の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 柳津町消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本部及び分団とし、分団の名称及び区域は別表のとおりとする。

(運営)

第3条 消防団長は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮して、法令、条例及び規則に定める職務を遂行し、町長に対しその責を負うものとする。

2 副団長は消防団長を補佐し、消防団長に事故あるときはその職務を代理する。

3 消防団長及び副団長にともに事故あるときは、あらかじめ消防団長の定める順序に従い分団長、副分団長がその職務を代理する。

4 消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、副部長、班長等の職にあるものの任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(消防団員の階級)

第4条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団長の職にある者の階級は、団長とする。

3 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、部長、副分団長、班長及び団員とする。

(水火災その他の災害出場)

第5条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める速度に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第6条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。

- (2) 病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 消防団員以外の者は、消防車に乗車させないこと。
- (4) 消防車は1列縦隊で、安全を保って走行すること。
- (5) 前号消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中に追越さないこと。

第7条 消防団は、町長（消防長）の許可を得ないで町の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときはこの限りでない。

（消火及び水防等の活動）

第8条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて、水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

（遵守事項）

第9条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次の事項を遵守し又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動すること。
- (2) 消防作業は、真摯に行うこと。
- (3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を上げるとともに、火災の損害及び濡損を最小限度にとどめること。
- (4) 分団は、相互に連絡協調すること。

（現場保存）

第10条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、町長（消防長）に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場保存をしなければならない。

（放火の疑いのある場合の措置）

第11条 放火の疑いのある場合は、責任者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに町長（消防長）及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取扱うとともに公表は差控えること。

（文書簿冊）

第12条 消防団には次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 災害出動（訓練）日誌
- (4) 設備資材の整備及び点検台帳
- (5) 区域内全図及び地利水利要覧
- (6) 消防計画

- (7) 報酬及び費用弁償支払簿
 - (8) 給与品、貸与品台帳
 - (9) 消防法規例規綴
 - (10) その他必要な簿冊
- (教養及び訓練)

第13条 消防団長は消防団員の品位の向上及び実地に役立つ技能の練磨に努め、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に従い定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第14条 町長は、消防団又は消防団員が、その任務遂行に当たって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

- 2 前項の場合において、消防団員については、消防団長が表彰を行うことができる。

(表彰の種類)

第15条 前条の表彰は、次の2種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

- 2 賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

(感謝状の授与)

第16条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における警戒防ぎょ及び救助に関し消防団に対してなした協力

(服制)

第17条 消防団員の服制については、消防団員の階級の基準（昭和39年消防庁告示第5号）による。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 柳津町消防団設置規則（昭和30年柳津町規則第4号）は、廃止する。

附 則（昭和48年3月13日規則第1号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月1日規則第8号）
この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成7年2月28日規則第2号）
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月12日規則第11号）
この規則は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則（平成23年10月17日規則第10号）
この規則は、平成23年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

分団の名称及び区域

名 称	区 分
第1分団	一王町 諏訪町 寺家町 岩坂町 大平町 門前町 柳ヶ丘 檀ノ浦 安久津 出倉 大野 大野新田 小柳津 細越 八坂野 桐ヶ丘
第2分団	石神 石生 新村 古屋敷 小ノ川 中野 長倉 塩野 軽井沢 黒滝 猪鼻
第3分団	野老沢 麻生 小巻 石坂 椿 長窪 藤
第4分団	砂子原 黒沢 冑中 芋小屋 大成沢 琵琶首 五畳敷
第5分団	湯八木沢 牧沢 四ツ谷 高森 久保田 大峯

11 柳津町職員自衛消防隊規約【総務班】

平成23年10月17日訓令第28号

改正

平成24年3月30日訓令第10号

柳津町職員自衛消防隊規約

(設置)

第1条 柳津町職員が自らの手で地域を守るため、町内火災等の発生時において、速やかに消火活動等に当たり、町民の身体、生命及び財産を守ることを目的とし、柳津町職員自衛消防隊（以下「本隊」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 本隊の事務所は、柳津町総務課総務班内におく。

(事業)

第3条 本隊は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 火災予防思想の普及
- (2) 火災消火活動及び訓練
- (3) その他隊の任務と認められる事業

(隊員の構成)

第4条 本隊の隊員は、柳津町職員30名程度で構成する。

2 隊員数の内訳は次のとおりとする。

- (1) 総務課 10人程度
- (2) 地域振興課・建設課 10人程度
- (3) 町民課・出納室・教育委員会・議会事務局 10人程度

(役員)

第5条 本隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長
- (2) 副隊長
- (3) 分隊長

2 分隊長は、各課等ごとに隊員の中から1名を互選するものとする。

3 隊長及び副隊長は、分隊長の中から隊長1名を、副隊長2名を互選するものとする。

4 隊長は、本隊を代表し、会務を総理するとともに、火災出動等にあつては、消防団長の指揮に従う。

5 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 分隊長は、各課等内の隊を代表し、各課等内における隊の会務を総理する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員の任期満了後も、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

(隊員の活動時間)

第7条 隊員の活動時間は、柳津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年柳津町条例第22号）に定めるものとする。ただし、隊長が必要と認めたときは、この限りでない。

(会計)

第8条 本隊の経費は、町費をもって充てる。

(公務災害補償費)

第9条 隊員の公務災害補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）を適用する。

附 則

この訓令は、平成23年10月21日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第10号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

12 柳津町防霜対策本部設置規程【農林振興班】

平成 17 年 3 月 30 日訓令第 10 号

改正

平成 20 年 3 月 28 日訓令第 13 号

柳津町防霜対策本部設置規程

(目的)

第 1 条 町は農作物の凍霜害を未然に防止し農家経済の安定を図るため、諸般の対策を統一し、かつ関係諸機関及び団体との緊密な連絡調整を図るため、この訓令の定めるところにより、柳津町防霜対策本部（以下「防霜本部」という。）を設置する。

(設置期間)

第 2 条 防霜本部は、毎年 3 月 25 日から 5 月 31 日までの間設置する。

(任務)

第 3 条 防霜本部は霜害の未然防止のため、必要な対策を樹立しかつ当該対策の実施に当たるものとする。

(職制)

第 4 条 防霜本部は本部長 1 人、副本部長 2 人及び部員若干名置く。

- 2 本部長には町長職にある者を充て、副本部長には会津みどり農業協同組合柳津総合支店長及び地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- 3 部員には、地域振興課員、会津坂下農業普及所及び会津みどり農業協同組合柳津総合支店営農担当職員

(他機関との協力)

第 5 条 本部長は第 3 に規定する任務を達成するため福島地方気象台及びその他関係機関に対し、必要な協力を求めるものとし併せて福島県防霜対策本部の指達を遅滞なく各農家に伝達徹底せしめるものとする。

(庶務)

第 6 条 防霜本部の庶務は、地域振興課で処理する。

(補則)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、防霜本部の運営その他防霜対策の実施に関し必要な事項は本部長が定める。

柳津町防霜対策本部員役割

- (1) 本部長 柳津町長
- (2) 副本部長 会津みどり農業協同組合 柳津総合支店長 地域振興課長
- (3) 部員 地域振興課員 会津坂下農業普及所員 会津みどり農業協同組合 柳津総合支店営農担当職員
- (4) 補助部員 役場（宿日直者）農協（宿日直者）

なお時間外で本部員不在の時、霜害警報が発令された時は役場、農協の宿日直員

は協力して速やかに農林情報連絡施設（防災無線）等にて各農家に通報する。

附 則

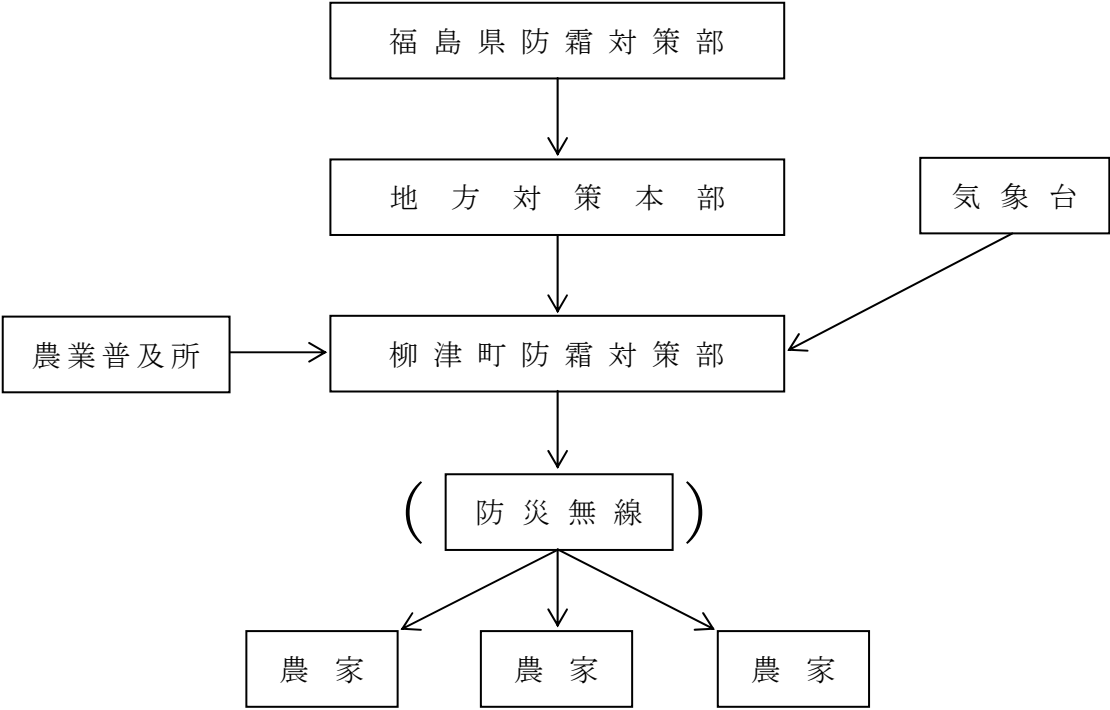
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日訓令第 13 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

系統図

凍霜害注意報・情報発令系統図



13 消防相互応援協定書【総務班】

- 1 昭和 42 年 10 月 13 日締結 柳津町・坂下町消防相互応援協定
- 2 昭和 53 年 8 月 22 日締結 西会津町・柳津町消防相互応援協定
- 3 昭和 54 年 11 月 15 日締結 消防相互応援協定（変更：平成 18 年 11 月 1 日）
【現在、柳津町・会津若松市・坂下町・美里町・猪苗代町・金山町・昭和村・磐梯町・三島町・湯川村】

1 柳津町・坂下町消防相互応援協定

(目的)	消防組職法第二十一条及び第二十四条第二項の規定に基づき、甲と乙との消防相互応援に關して定めるものとする。	(災害防止の応援)	水、火災その他非常事態発生等(以下「水火災等」といふ)の防止のための応援は、次の方法により相互に応援隊を派遣するものとする。	一 消防機関が何等かの方法により、水、火災等の発生を確知し、防ぎよ応援の必要ありと認めたとき、応援隊は、受援側の要請及びその他の状況に応じて、(応援隊の指揮)	二 応援隊の指揮は、次の方法によるものとする。	一 受援地の消防長(消防署長)又は、消防団長が指揮すること	二 指揮は、応援隊の長に対して行うこと	(費用)	第四條 応援に要した費用は、次の方法により、処理するものとする。	一 応援に際し、発生した事故等による隊員の身体、機械器具、又は第三者にあたえた身体、建築物等の補償については、応援側の負担とする。ただし、受援側の指揮下において発生した第三者に与えた損害補償については、受援側の負担とする。	二 応援隊の出動に對する手当及び被服等の損耗は、応援側の負担とする。	三 受援隊に對する食糧及び機械燃料等の補給については、受援側の負担とする。	四 前各号以外の費用、又は解京上費発生したる場合は、その都度甲、乙協議の上決定する。	(協定期間)	

第五條 本協定期間は、協定成立の日から甲、乙何れかよりの改廃申出のあるまでとする。

昭和四十二年十月十三日

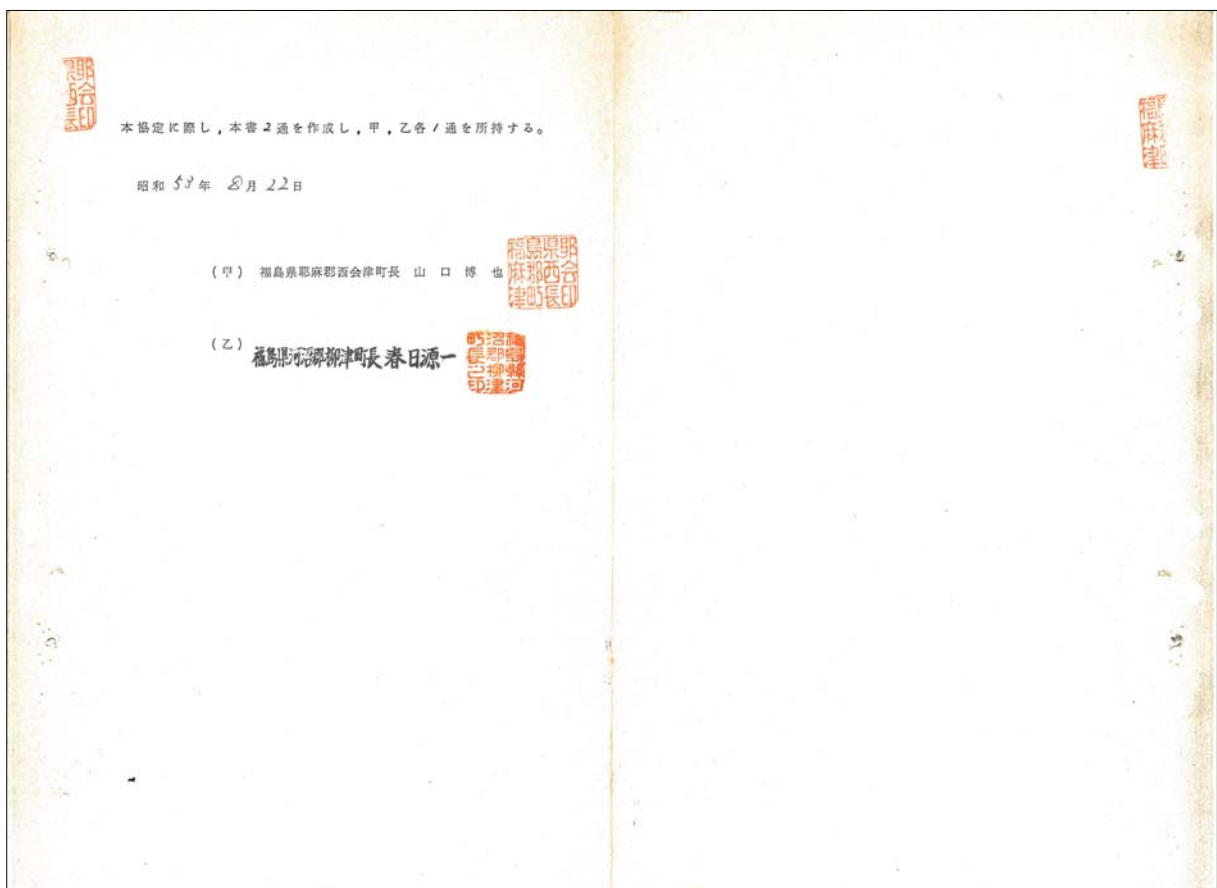
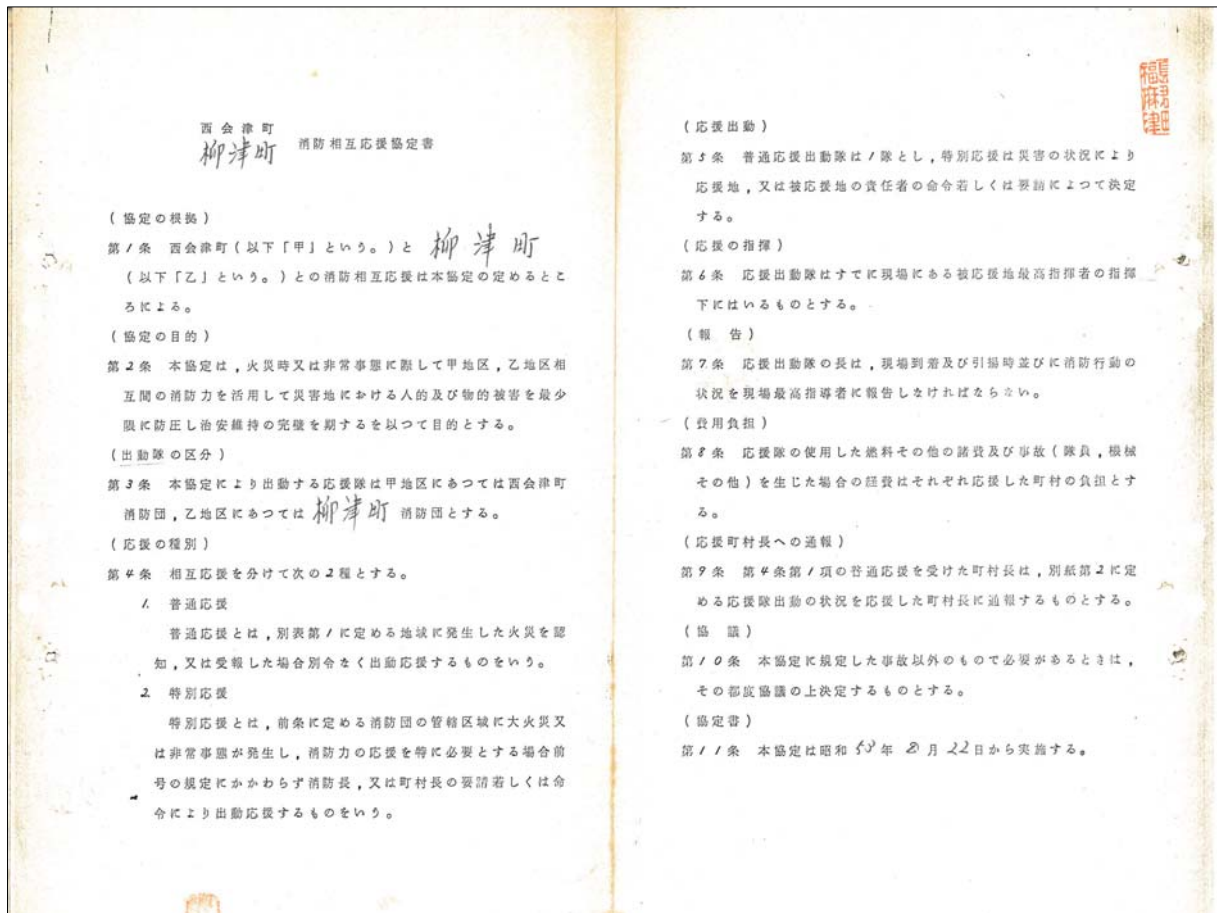
甲 福島県河沼郡柳津町長 二瓶喜元



福島県河沼郡柳津町長 一ノ瀬 碧



2 西会津町・柳津町消防相互応援協定





別表第 1

普通応援出動区域表

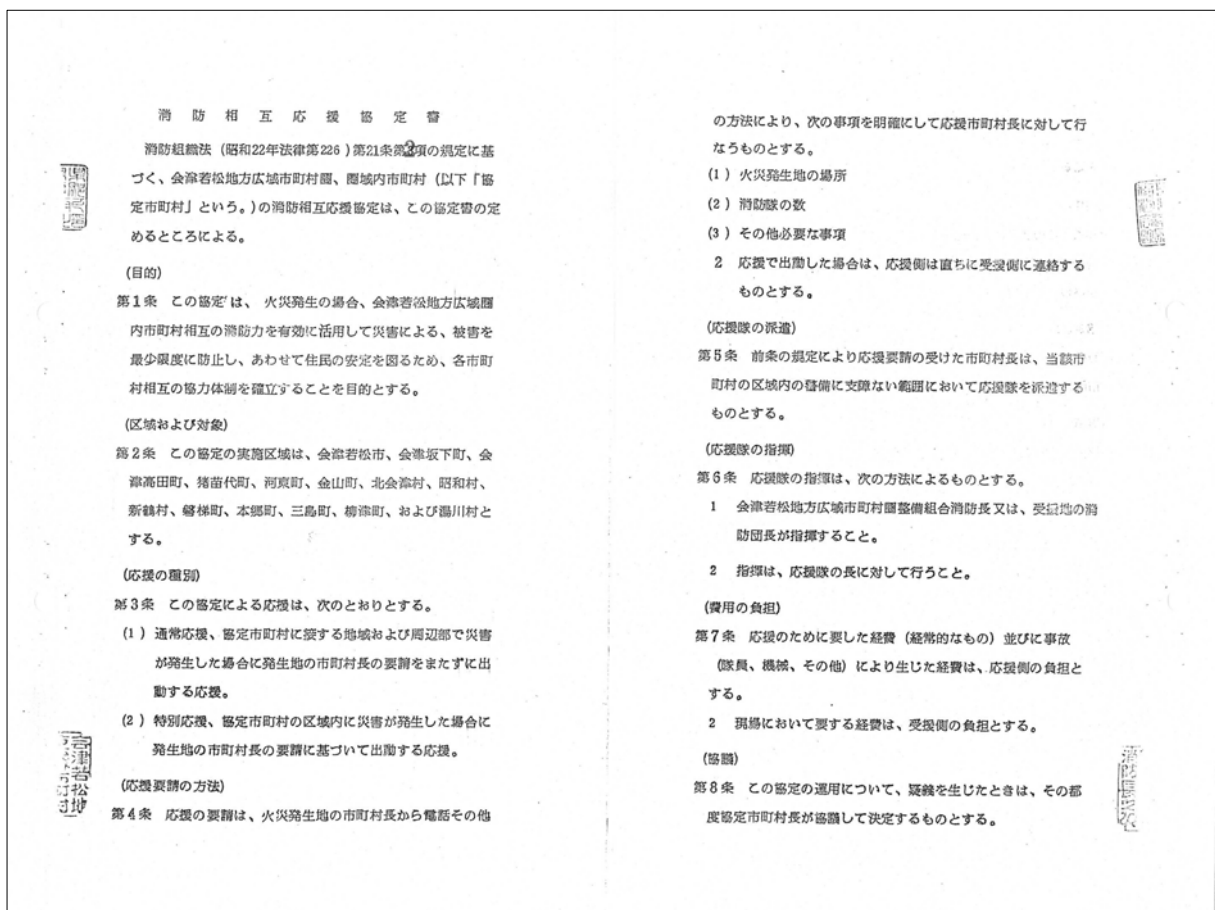
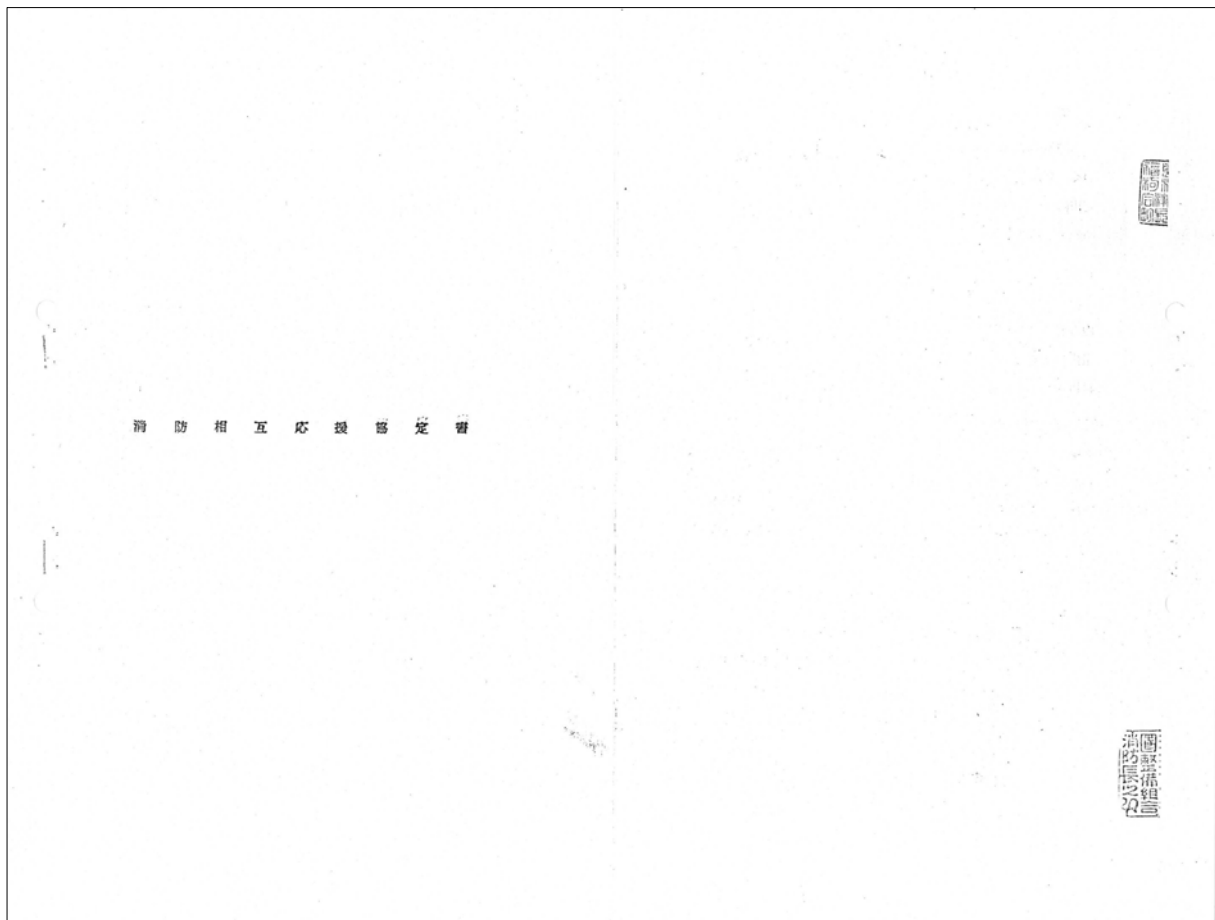
西 会 津 町 側	柳 津 所 側
大字 芝倉 字	大字 黒沢 字 今泉
大字 麻生 字	大字 〃 字 落合
大字 藤 字	大字 〃 字 沼新田
大字 上藤 字	大字 〃 字 南倉
大字 石坂 字	大字 小杉山 字 (沼新田 急)
大字 長瀬 字	大字 賄合 字 縄沢
大字 〃 字	大字 〃 字 甲石
大字 〃 字	大字 〃 字 大久田 (別添屋敷)
大字 〃 字	大字 〃 字

別表第 2

普通応援隊出動の状況 (報告)

災害発生日時	昭和 年 月 日 午 時 分			
災害鎮圧日時	昭和 年 月 日 午 時 分			
災 害 地	郡	町	大字	字 番地
活動の状況				
出 動 人 員	人	出動機	台数	
事故の有無				
参考となるべき事項				

3 消防相互応援協定



協 定 者

(あいうえお順)

(職用)

第9条 水災、その他の災害の応援については、この協定を準用するものとする。

(委任)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、会津若松地方広域市町村調整組合消防長および協定市町村の消防団長が協定のうえ定める。

(協定書)

第11条 この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、協定市町村長記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、昭和54年11月15日から実施する。

住所 福島県若松市本町3番46号
会津若松市長 高瀬喜左衛門

住所 福島県河津郡会津坂下町字神三番3662
会津坂下町長 菊地行雄

住所 福島県大沼郡会津田町字北3163番地
会津高田町長 浅沼芳一

住所 福島県郡山市代田町字古澤町61
猪苗代町長 山本泰雄

住所 福島県河津郡河東町長
河東町長 栗城春次

住所 福島県大沼郡金山町大字川口字上町656
金山町長 渡部義博

住所 福島県会津郡北会津町字60401
北会津村長 山内辰夫

住所 福島県会津郡北会津町字神神神652
昭和村長 昭和村長小林蔵田

住所 福島県大沼郡新田町大字新田字新田2007番地
新田町長 永峰一男

住所 福島県会津郡会津田町大字新田字永田2531番地
磐梯町長 田中信詔

住所 福島県大沼郡本郷町字本郷2765
本郷町長 栗城栄次

住所 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350
三島町長 馬場利幸

住所 福島県河津郡河津町大字河津字河津59番地
柳津町長 春日源一

住所 福島県河津郡湯川村大字湯川字長湯甲971番地
湯川村長 田中新十郎

立会者

住所 会津若松市一ツ木大字上野美字石堂院47405
消防長 芳賀佐藏

住所 福島県大沼郡新田町大字新田字新田2007番地
新田町長 永峰一男

住所 福島県会津郡会津田町大字新田字永田2531番地
磐梯町長 田中信詔

住所 福島県大沼郡本郷町字本郷2765
本郷町長 栗城栄次

住所 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350
三島町長 馬場利幸

住所 福島県河津郡河津町大字河津字河津59番地
柳津町長 春日源一

住所 福島県河津郡湯川村大字湯川字長湯甲971番地
湯川村長 田中新十郎

立会者

住所 会津若松市一ツ木大字上野美字石堂院47405
消防長 芳賀佐藏

14 災害時相互応援協定書 【総務班】

- 1 平成 24 年 6 月 20 日締結 姉妹都市相互応援協定【柳津町・出雲崎町】
いずれかの町において大規模な災害が発生し、被災した町において、単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務を行う。
- 2 平成 25 年 2 月 26 日締結 災害時の情報交換に関する（リエゾン）協定締結
万が一の災害に備え、大規模災害発生時に国土交通省東北地方整備局から災害対策現地情報連絡員の（リエゾン）派遣を受ける協定
- 3 平成 25 年 3 月 5 日締結 福島県 B & G 財団施設設置町
災害時における相互応援に関する協定【柳津町・塙町・石川町・小野町】

1 姉妹都市相互応援協定【柳津町・出雲崎町】

姉妹都市災害時相互応援に関する協定書

柳津町と出雲崎町は、姉妹都市提携の盟約の都市として、相互協力の精神に基づき、両町の災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、いずれかの町において大規模な災害が発生し、被災した町（以下「被災町」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 被災町が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の短期応援
- (5) ボランティア等の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又はその他の通信手段により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第4条 この応援に要した経費は、原則として被災町の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援を行った町（以下「応援町」という。）も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

（連絡の窓口）

第5条 両町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が応援活動中又は被災町への往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援町がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応急活動中第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町への往復途中に生じたものを除き、被災町がその損害を補償するものとする。

（自主的活動）

第7条 両町は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災町と連絡が取れない場合は、被災町からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

（職員指揮権）

第8条 応援のため派遣された職員は、被災町の長の指揮の下に活動するものとする。

（訓練等）

第9条 両町は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するものとする。

2 両町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、両町がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両町の長双方が署名の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 6月20日

福島県河沼郡柳津町長

新潟県三島郡出雲崎町長

井関 庄一

小林 則孝

2 災害時の情報交換に関する（リエゾン）協定締結

災害時の情報交換に関する協定	
国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、福島県河沼郡柳津町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。 （目的） 第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対応に資することを目的とする。 （情報交換の開始時期） 第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。 - 一 福島県河沼郡柳津町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき - 二 福島県河沼郡柳津町災害対策本部が設置されたとき - 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき （情報交換の内容） 第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。 - 一 一般被害状況に関すること - 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること - 三 その他必要な事項 （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣） 第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関し事前に調整を図るものとする。 （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ） 第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。 （平素の協力） 第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。	（協 議） 第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。 本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。 平成25年 2 月26日 甲 仙台市青葉区二丁目9番15号 国土交通省 東北地方整備局長 徳山 日出男 乙 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地 福島県河沼郡柳津町長 井関 庄一

3 福島県B & G財団施設設置町

災害時における相互応援に関する協定【柳津町・塙町・石川町・小野町】

福島県B & G財団施設設置町

災害時における相互応援に関する協定書



柳	津	町
塙		町
石	川	町
小	野	町

災害時における相互応援に関する協定書

この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項に基づき、柳津町、埜町、石川町及び小野町(以下「協定自治体」という。)のいずれかの区域において災害が発生した場合に、被災した自治体(以下「被災自治体」という。)の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な資機材、物資の提供及び斡旋
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 避難施設等の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請しようとする被災自治体(以下「応援要請自治体」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当課を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品目及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 前条第6号に掲げる提供を要請する場合にあっては、避難者数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、当該応援の要請に応じるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、協定自治体の区域において激甚な災害が発生したことが明らかな場合は、協定自治体は、自らの判断により第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、応援要請自治体の負担とする。ただし、被害状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援要請自治体と応援自治体が当該経費の負担について協議して決定するものとする。

- 2 前条第2項に定める場合は、協定自治体間で協議して決定するものとする。

(災害補償及び損害賠償)

第5条 応援に従事した職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり、若しくは障がいの状態になり、又は死亡した場合における公務災害補償における経費は、応援自治体の負担とする。

- 2 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものに係る賠償については応援要請自治体が、応援要請自治体への往復の途中において生じたものについては応援自治体がそれぞれ負担するものとする。

(連絡担当課等)

第6条 協定自治体は、第2条の規定による応援の手続きを確実かつ円滑に行うため、担当部署、連絡責任者及び連絡先等を予め定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(地域間交流)

第8条 協定自治体は、この協定を実効性のあるものとするために、平常時より地域間交流に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定自治体間で協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成25年3月5日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を4通作成し、協定自治体は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月5日

柳津町 柳津町長

井関 庄一



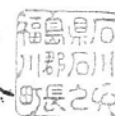
塙町 塙町長

菊池 基文



石川町 石川町長

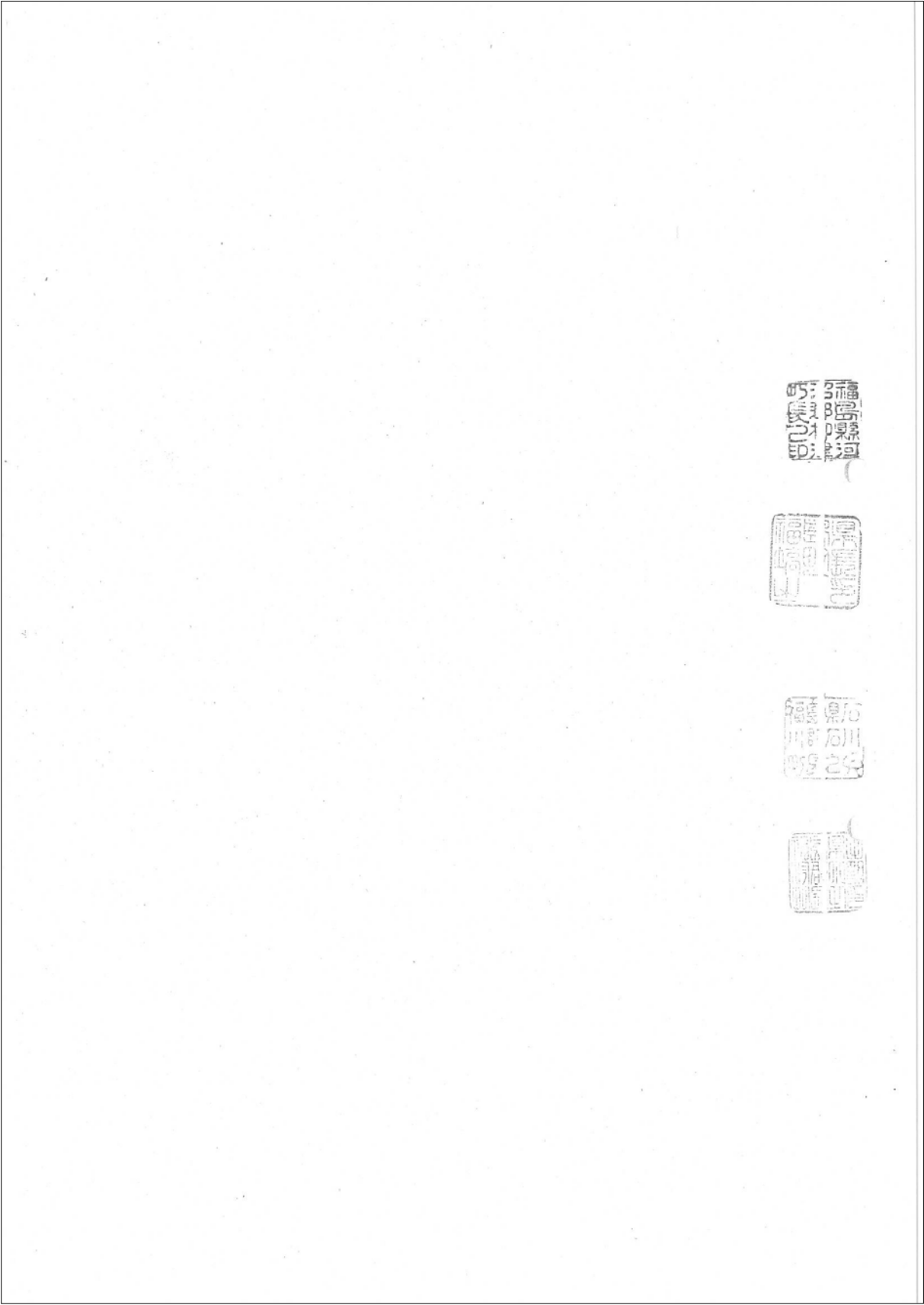
加納 武夫



小野町 小野町長

奥戸 良三





15 災害時応急対策業務に関する協定書【総務班】

◇災害協定【建設部門】

- 1 平成 20 年 10 月 9 日 災害時における応急対策業務の支援に関する協定
災害時における応急復旧及びその他の応急処理に関する協定
- 2 平成 21 年 7 月 28 日 災害時における応急対策業務の支援に関する協定
宮下土木事務所管内の災害時における応急対策業務の支援に関する協定
- 3 平成 22 年 12 月 10 日 災害時における応急対策業務の支援に関する協定
柳津町内建設業者で建設機材、資材及び労力に関する協定

- 1 災害時における応急対策業務の支援に関する協定
災害時における応急復旧及びその他の応急処理に関する協定

災害時における応急対策業務の
支援に関する協定書

平成 20 年 10 月 9 日

柳 津 町

(社) 福島県建設業協会宮下支部

災害時における応急対策の支援に関する協定書

柳津町（以下「甲」という。）と、社団法人福島県建設業協会宮下支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧及びその他の応急処理（以下「応急対策」という。）の支援に関する協定を、次のとおり定める。

（目 的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙の支援による建設機械、資材及び労力（以下「建設資材等」という。）の確保並びにその動員方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、柳津町内の施設に災害発生し、被害の拡大が予想されると認めるときは、乙に対し、資機材の提供や作業員の出勤等を要請することができる。

2 乙は、支援要請を受けた場合は、可能な限り応諾するものとする。

（業務の内容）

第3条 甲は、被害の状況に応じ、出勤場所、必要な建設資材等を指定して、乙に対し支援要請を求めるものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、乙の構成員をもって甲の指示に基づく当該災害の応急対策にあたらせるものとする。

3 甲は、乙に対する支援要請を行うときは、災害支援要請書（様式1号）により行うものとする。

（業務の実施体制）

第4条 乙は、前もって応急対策を実施できるよう、必要な建設資材等の確保、動員方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。

なお、変更が生じた場合には、その都度甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の指示により乙が実施した応急対策に要した資機材等の費用については、乙の請求に基づき甲が負担するものとし、人件費及び輸送費は原則として、乙の負担とする。

2 前項における費用の積算については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、乙はその事実の発生後遅延なくその状況を甲に報告し、その措置について甲、乙協議して定める。

(協定の有効期間)

第7条 本協定は、締結の日から、平成21年3月31日までとする。

2 甲、乙双方は、期間満了1か月前までに別段の意思表示がない限り、本協定は1年間、同一条件により更新されるものとする。

(その他)

第8条 この協定の定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成20年10月9日

甲 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 234

河沼郡柳津町長

井関 庄一

乙 福島県大沼郡三島町大字川井字宮ノ上 2344・2

社団法人福島県建設業協会宮下支部長

佐久間 源一郎

応急対策業務の実施体制図

柳津町 ・ 三島町 ・ 金山町 ・ 昭和村

(社) 福島県建設業協会宮下支部
支部長 佐久間 源一郎
(0241-52-3341)

柳津町・三島町	金山町	昭和村
佐久間建設工業(株) 代表取締役 佐久間 源一郎 連絡先 常務 星 賢孝 TEL 0241-52-3111 (会社) TEL 0241-55-3103 (自宅) TEL 080-6605-2586 (携帯)	大和建設工業(株) 代表取締役 長谷川 恒雄 連絡先 専務 酒井 健一 TEL 0241-54-2321 (会社) TEL 0241-56-4549 (自宅) TEL 090-9038-0837 (携帯)	金子建設(株) 代表取締役 金子 保彦 連絡先 専務 金子 保 TEL 0241-57-2211 (会社) TEL 0241-57-2211 (自宅) TEL 090-3127-8656 (携帯)
滝谷建設工業(株) 代表取締役 目黒 通浩 連絡先 土木部長 岩淵 美昌 TEL 0241-52-3131 (会社) TEL 0242-27-2453 (自宅) TEL 090-7065-4880 (携帯)	山十建設(株) 代表取締役 滝沢 康成 連絡先 専務 大竹 伸二 TEL 0241-56-4116 (会社) TEL 0241-56-4440 (自宅) TEL 090-8925-2823 (携帯)	栗城馬場工業(株) 代表取締役 栗城 源司 連絡先 社長 栗城 源司 TEL 0241-57-2576 (会社) TEL 0241-57-2501 (自宅) TEL 090-3128-9509 (携帯)

2 災害時における応急対策業務の支援に関する協定

宮下土木事務所管内の災害時における応急対策業務の支援に関する協定

災害時における応急対策業務の支援に関する協定

平成21年 7月28日

宮下地区建設業協同組合

三 島 町

柳 津 町

金 山 町

昭 和 村

福島県会津若松建設事務所

災害時における応急対策業務の支援に関する協定

福島県会津若松建設事務所長（以下「甲」という。）、三島町長、柳津町長、金山町長、昭和村長（以下四者を総称して「乙」という。）、及び宮下地区建設業協同組合理事長（以下「丙」という。）は、宮下土木事務所管内での災害時に社会貢献活動の一環として丙が行う応急対策業務の支援（以下「支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、地震、台風、大雨等の異常な天然現象により大規模な災害（以下「緊急事態」という。）が発生し、甲又は乙が管理する公共土木施設（以下「施設等」という。）が被災、又は被災するおそれのある場合、丙が実施する災害時の支援に関し、必要な事項を定め、もって迅速な被害の拡大防止を図ることを目的とする。

（支援要請）

- 第2条 甲又は乙は、施設に災害が発生し、被害の拡大が予測される等必要があると認めるときは、丙に対し支援を要請することができるものとする。ただし、緊急の場合は、甲の代理者として福島県宮下土木事務所長が丙に支援を要請することができるものとする。
- 2 甲又は乙は、丙に対し支援要請を行うときは、別に定める「災害支援要請書」により行うものとする。ただし、緊急の場合は、甲又は乙は口頭で要請し、後日「災害支援要請書」を提出するものとする。
 - 3 丙は、支援要請を受けた場合は、可能な限り応諾するものとする。

（支援の内容）

- 第3条 甲又は乙は、被害の状況に応じ、丙に対し出動場所、必要な資機材を指定して、緊急事態への対応を求めるものとする。
- 2 丙は、甲又は乙から要請があったときは、丙の構成員をして、緊急事態の応急措置に当たらせるものとする。
 - 3 丙は、緊急事態が発生したとき又は発生が预见できるときは、別に定める「被災情報提供様式」により、甲及び乙に被災情報の提供を行うものとする。
 - 4 支援の期間は、災害発生時から初期対応の2～3日程度とする。

（支援の実施体制）

- 第4条 丙は、前もって応急措置を早急に実施できるよう必要な建機材等の確保、動員方法を定め、その実施体制並びに連絡系統を甲及び乙に報告する。
- なお、変更が生じた場合には、その都度甲及び乙に報告するものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、三者相互に連絡を取りながら、協力体制を整え、るとともに連携して業務にあたるものとする。
 - 3 丙は、緊急事態の発生が预见できるときは、電話若しくは FAX 等により、甲及び乙にその被害情報を提供できる体制を執るとともに、構成員からの情報収集に努めるものとする。

（経費の負担）

第5条 支援の実施に関する経費は、原則として丙が負担するものとする。ただし、資機材については、可能な限り甲又は乙が協力するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲、乙又は丙の三者いずれの責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、丙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲又は乙に報告し、その措置について、それぞれの案件に応じ甲、乙及び丙の三者が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて支援に従事した者が、作業中において負傷、罹患、又は死亡した場合の補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定は、締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 本協定は、期間満了の1月前までに甲、乙又は丙の三者いづれより別段の意思表示がないかぎり、1年間同一条件で更新されるものとし、以降も同様とする。

(疑義の措置)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定の内容について疑義を生じたときは、その都度、甲、乙又は丙の三者が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第10条 第4条の報告については、様式-1、様式-2及び様式-3とする。

2 第6条の報告については、様式-4とする。

この協定の証とするため、本書6通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年7月28日

甲 福島県会津若松建設事務所長

遠藤 光一

乙 三島町長

藤原 茂徳

柳津町長

井関 庄一

金山町長

長谷川 健也

昭和村長

馬場 孝允

丙 宮下地区建設業協同組合理事長

佐久間 源一郎

様式－1

資機材の保有台数等の確保

機材の確保

機 材 名	能 力	台 数
・ダンプトラック ・バックホウ ・ブルドーザー ・Tローラー ・Mローラー ・Asフィニッシャー ・リフト車 ・トラッククレーン ・重機運搬用トレーラ ・水中ポンプ ・発動発電機 ・その他	2t・4t・6t・11t 0.3㎡・0.6㎡ 11t・21t・湿地13t 4.8～4.9t・10t～11t・20t～22	

資材の確保

資 材 名	種 類	数 量
・山砂採取場所及び量 ・砕石 保有量 ・生コン 生産量（能力） ・合材 生産量（能力） ・木流しの木 ・H鋼、矢板 ・その他		

資材会社一覧

会 社 名	連絡先（昼間）	連絡先（夜間）

リース会社一覧

会 社 名	連絡先（昼間）	連絡先（夜間）

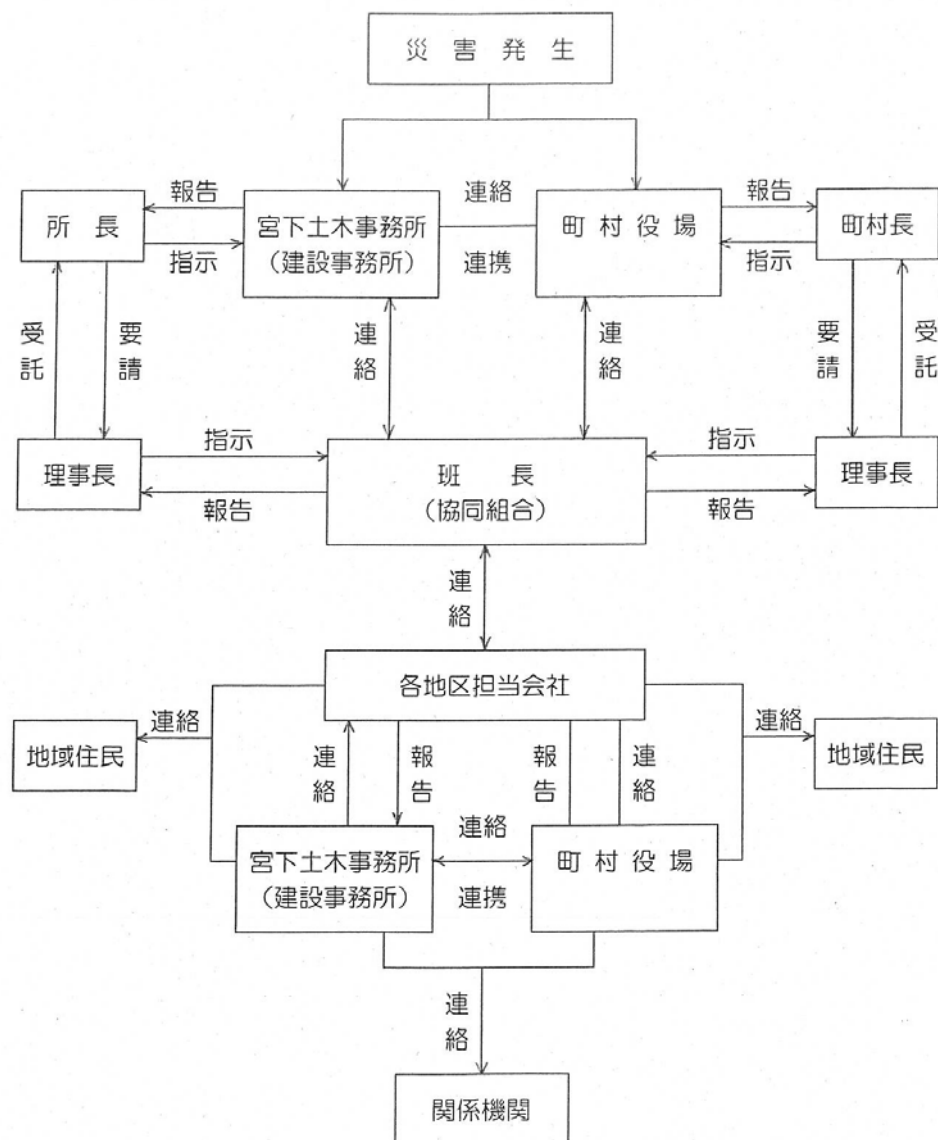
注1：資機材について、早急に対応できるように資材及びリース会社の手配をすること。

様式－2

応急対策業務の実施体制図

〈任意様式で可〉

様式－3
連絡系統



- ※ (1) 宮下土木事務所（建設事務所）での連絡は業務課長（管理計画課長）、町村役場での連絡は各担当課長とする。
 (2) 連絡は電話、FAX併用とする。
 (3) 職員が現地に配置された場合、職員の指示に従うこと。
 (4) 緊急の場合は、県管理施設であっても、直接町村長（町村役場各担当課長）より班長（協同組合）へ連絡することができる。

様式－4
報告書

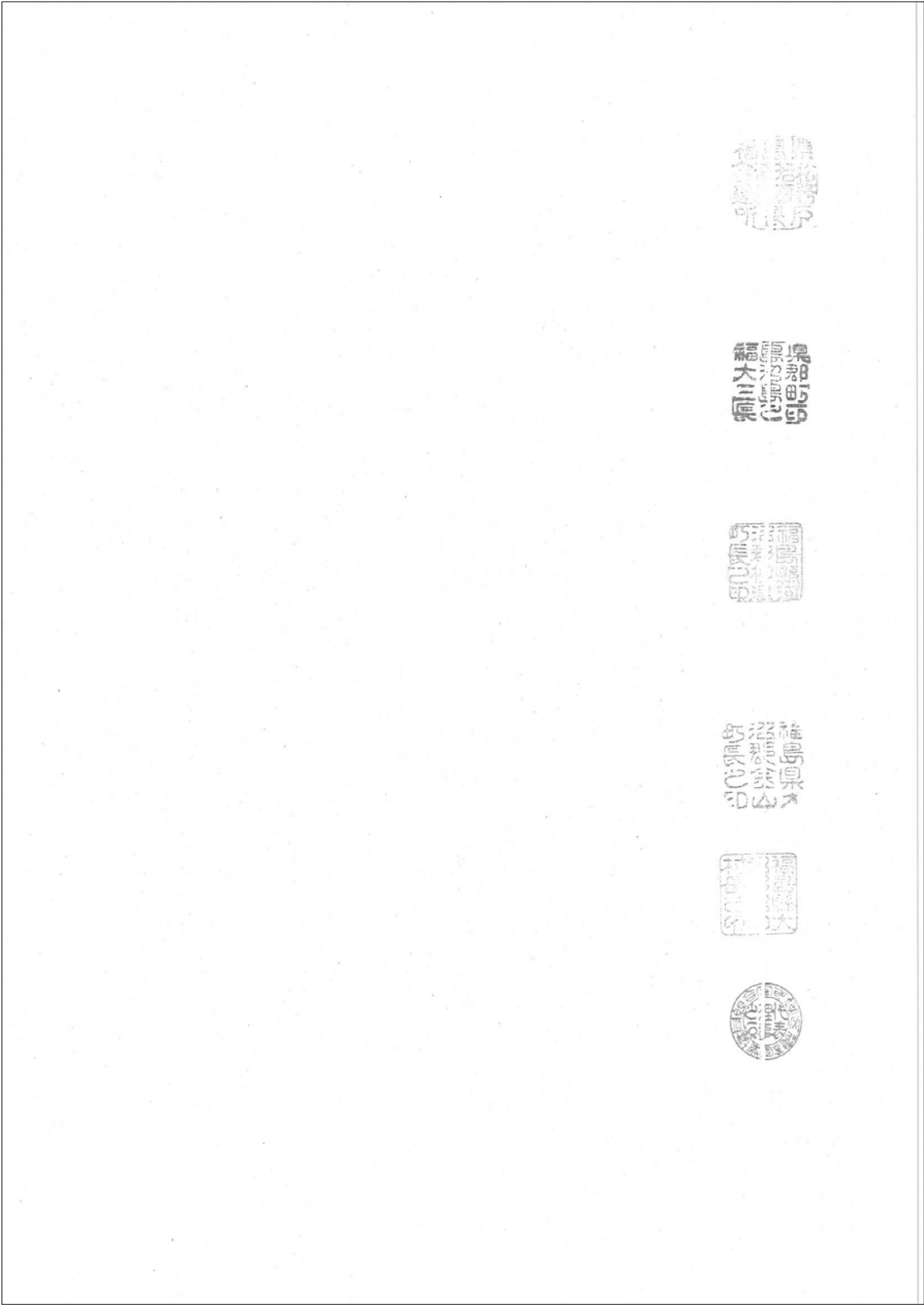
報 告 書

【作成者】会社名：
氏 名：

発 生 日 時			
路 河 川 名			
発 生 場 所			
被 害 者	住 所	電 話	
	氏 名	男・女	歳
	職業(勤務先)	電 話	
被害の程度及び			
賠 償 請 求 額			
そ の 他			

添付書類

- (1) 発生場所見取図
- (2) 発生場所詳細図（平面図、横断図）
- (3) 現場写真
原因となった詳細写真



3 災害時における応急対策業務の支援に関する協定
柳津町内建設業者で建設機材、資材及び労力に関する協定

災害時における応急対策業務
の支援に関する協定書

柳 津 町

災害時における応急対策業務の支援に関する協定書

柳津町（以下「甲」という。）と、大成建設工業株式会社 代表取締役 鶴見一郎
 有限会社西村土建 代表取締役 猪股 勝
 両沼公産有限会社 代表取締役 田村 実
 佐藤土建株式会社 代表取締役 佐藤和徳
 有限会社田中建設 代表取締役 田中健一

（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧及びその他の応急処理（以下「応急対策」という。）の支援に関する協定を、次のとおり締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害、及びこれに準ずる災害をいう。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙の支援による建設機械、資材及び労力（以下「建設資材等」という。）の確保並びにその動員方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、柳津町内の施設に災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、及び被害の拡大が予想されると認めるときは、乙に対し、資機材の提供や作業員の出動等を要請することができるものとする。

2 乙は、支援要請を受けた場合は、可能な限り応諾するものとする。

（業務の内容）

第3条 甲は、被害の状況に応じ、出動場所、必要な建設資材等を指定して、乙に対し支援要請を求めるものとする。

2 乙は、甲から要請のあったときは、甲の指示に基づく当該災害の応急対策にあたるものとする。

3 甲は、乙に対する支援要請を行うときは、災害支援要請書（急を要する場合はこの限りでない。）により行うものとする。

（業務の実施体制）

第4条 乙は、前もって応急対策を実施できるよう、必要な建設資材等の確保、動員方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。

なお、変更が生じた場合には、その都度甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の指示により乙が実施した応急対策に要した資機材等の費用については、乙の請求に基づき甲が負担するものとし、人件費及び輸送費は原則として、乙の負担とする。

2 前項における費用の積算については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、乙は、その事実の発生後延滞なくその状況を甲に報告し、その措置について甲、乙協議して定める。

(協定の有効期間)

第7条 本協定は、締結の日から、平成25年3月31日までとする。

2 甲、乙双方は、期間満了1ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、本協定は、1年間、同一条件により更新されるものとする。

(その他)

第8条 この協定の定めでない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年12月10日

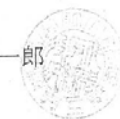
甲 河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地

柳津町長 井 関 庄 一



乙 河沼郡柳津町大字柳津字下原道西甲 4 9 8 番地 1

大成建設工業株式会社 代表取締役 鶴見 一郎



乙 河沼郡柳津町大字五畳敷字村ノ上 4 2 2 番地

有限会社西村土建 代表取締役 猪股



乙 河沼郡柳津町大字細八字堀乙 1 1 2 番地 1

両沼公産有限会社 代表取締役 田村



乙 河沼郡柳津町大字小椿字上宮ノ前乙 1 4 1 1 番地

佐藤土建株式会社 代表取締役 佐藤 和徳



乙 河沼郡柳津町大字小椿字上宮ノ前乙 1 4 2 9 番地

有限会社田中建設 代表取締役 田中 健一



16 柳津町のボランティア団体【総務班・住民福祉班】

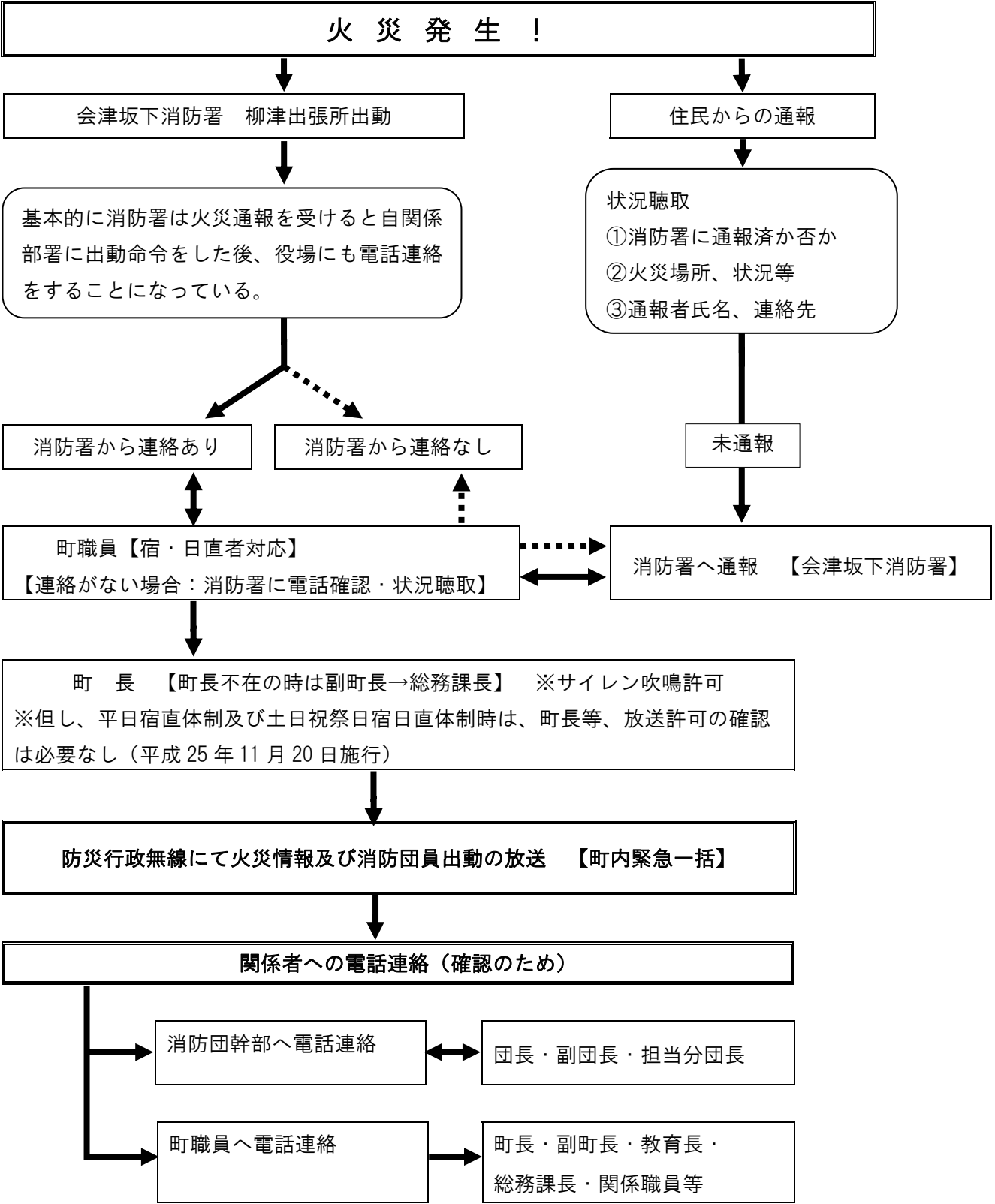
日本赤十字社柳津町赤十字奉仕団

17 火災発生時における通報・出動要領【総務班】

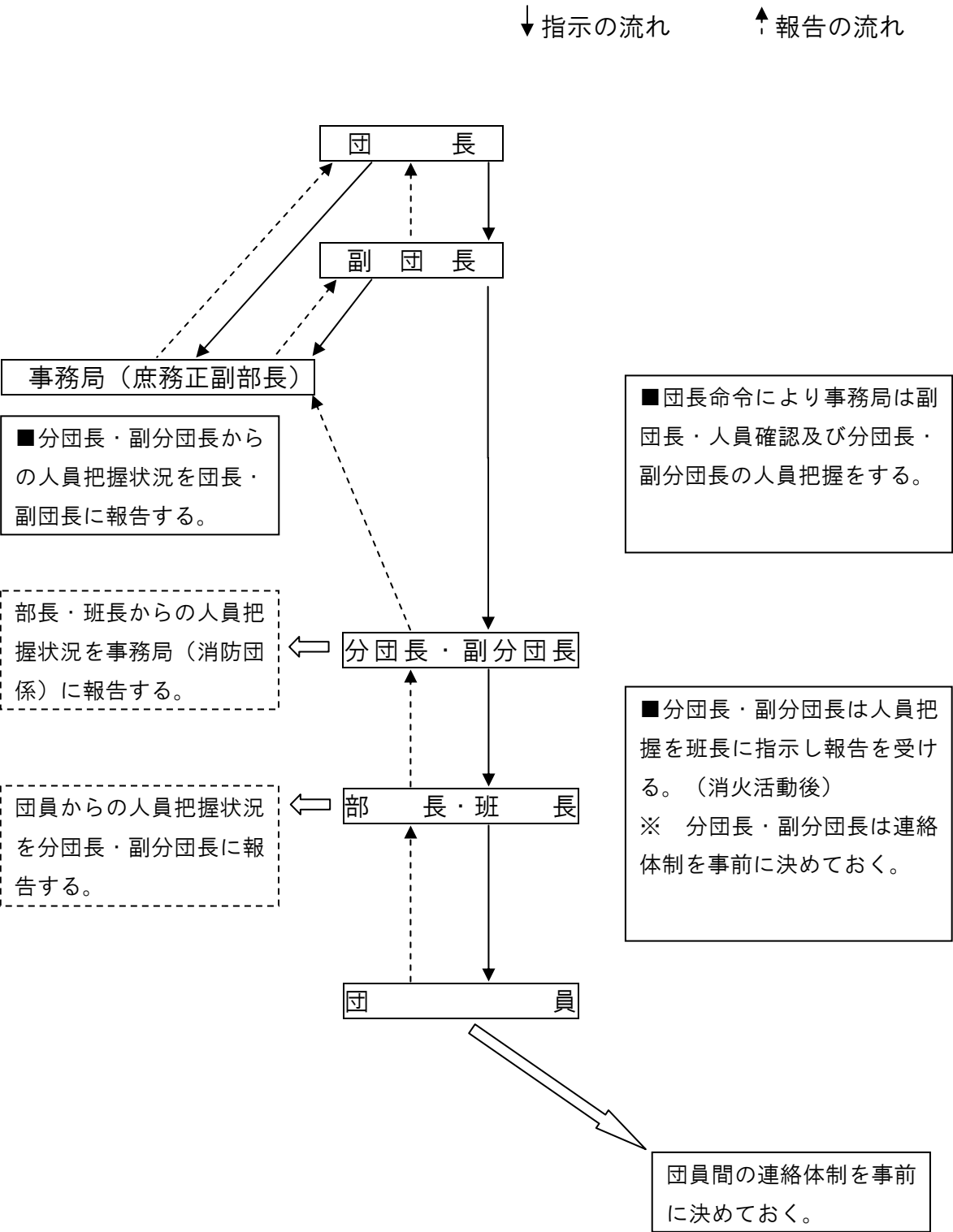
1. 通報

消防署で覚知した火災は全て下記により通報する。

対応系統【宿日直対応】



<消防団の人員把握方法>



18 ヘリポート(ドクターヘリ)一覧【保健衛生班】

名 称	所 在 地	管 理 者	電話番号
柳津町海洋センターグラウンド	柳津町大字柳津字 金谷沢乙 1795	町	(0241) 42-2115
柳津町海洋センター駐車場	柳津町大字柳津字 金谷沢乙 1795	町	(0241) 42-2115
柳津小学校グラウンド	柳津字上村道下乙 1580	町	(0241) 42-2118
西山小学校グラウンド	砂子原字居平 316	町	(0241) 42-2118

19 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表【総務班】

避難場所一覧

NO	施設名	住 所
A	柳津小学校	福島県河沼郡柳津町大字柳津字上村道下乙 1580
B	西山小学校	福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平 316
C	会津柳津学園中学校	福島県河沼郡柳津町大字柳津字上村道下乙 1580
D	旧西山中学校	福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平 406
E	柳津小学校校庭	福島県河沼郡柳津町大字柳津字上村道下乙 1580
F	柳津保育所園庭	福島県河沼郡柳津町大字柳津字薬師堂上乙 1885
G	柳津町運動公園グラウンド	福島県河沼郡柳津町大字柳津字金谷沢乙 1795
H	旧郷戸保育所園庭	福島県河沼郡柳津町大字郷戸字西甲 1508-1
I	旧藤保育所園庭	福島県河沼郡柳津町大字藤字上松ヶ崎 2101-1
J	高森地区集会所	福島県河沼郡柳津町大字四ツ谷字上居平 199
K	四ツ谷地区集会所	福島県河沼郡柳津町大字四ツ谷字家廻 1433

避難所一覧

NO	施設名	住 所
1	柳津小学校	福島県河沼郡柳津町大字柳津字上村道下乙 1580
2	会津柳津学園中学校	福島県河沼郡柳津町大字柳津字上村道下乙 1580
3	柳津小学校体育館	福島県河沼郡柳津町大字柳津字上村道下乙 1580
4	会津柳津学園中学校体育館	福島県河沼郡柳津町大字柳津字上村道下乙 1580
5	つきみが丘町民センター	福島県河沼郡柳津町大字柳津字諏訪町甲 61-2
6	やないづふれあい館	福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 242-2
7	海洋センター	福島県河沼郡柳津町大字柳津字金谷沢乙 1795
8	柳津保育所	福島県河沼郡柳津町大字柳津字薬師堂上乙 1885
9	健康福祉プラザ銀山荘	福島県河沼郡柳津町大字柳津字下荒町甲 1111
10	岩坂町公民館	福島県河沼郡柳津町大字柳津字岩坂町甲 212
11	大平町公民館	福島県河沼郡柳津町大字柳津字上中平甲 724-2
12	柳ヶ丘集会所	福島県河沼郡柳津町大字柳津字井戸尻地内
13	檀ノ浦集会所	福島県河沼郡柳津町大字柳津字檀ノ浦甲地内
14	安久津公民館	福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 228-6
15	出倉会館	福島県河沼郡柳津町大字柳津字家ノ北山丙 76-2
16	小柳津会館	福島県河沼郡柳津町大字大柳字中屋敷甲地内
17	八坂野地区集会所	福島県河沼郡柳津町大字細八字宝 250-2
18	細越集会所	福島県河沼郡柳津町大字細八字宮ノ上乙 1764
19	下原地区集会所	福島県河沼郡柳津町大字細八字下平地内
20	野老沢集会所 (土砂災害を除く)	福島県河沼郡柳津町大字飯谷字田中甲 826-2
21	小巻会館	福島県河沼郡柳津町大字小椿字下平甲地内
22	椿集会所	福島県河沼郡柳津町大字小椿字石佛乙地内

23	石坂集会所（土砂災害を除く）	福島県河沼郡柳津町大字小椿字宮ノ腰乙 146
24	長窪公民館	福島県河沼郡柳津町大字藤字谷地地内
25	藤中央公民館	福島県河沼郡柳津町大字藤字上松ヶ崎 2101-1
26	桐ヶ丘地区集会所	福島県河沼郡柳津町大字柳津字檀ノ下地内
27	特別養護老人ホーム 福柳苑	福島県河沼郡柳津町大字飯谷字前林甲 370
28	柳津町高齢者生活福祉センター	福島県河沼郡柳津町大字柳津字上荒町甲 1118
29	旧郷戸保育所	福島県河沼郡柳津町大字郷戸字西原甲 1508-1
30	大野集会所	福島県河沼郡柳津町大字大柳字上ノ山甲 1323
31	大野新田集会所	福島県河沼郡柳津町大字大柳字上中島乙 40
32	石神会館	福島県河沼郡柳津町大字郷戸字石神甲 14
33	石生多目的集会所	福島県河沼郡柳津町大字郷戸字石生甲地内
34	古屋敷会館	福島県河沼郡柳津町大字郷戸字古屋敷甲地内
35	新村公民館	福島県河沼郡柳津町大字郷戸字堂前乙地内
36	小ノ川多目的集会所	福島県河沼郡柳津町大字郷戸字小ノ川丙地内
37	中野会館	福島県河沼郡柳津町大字郷戸字居平丁 276
38	長倉集会所	福島県河沼郡柳津町大字郷戸字屋敷添甲 970
39	黒滝集会所（土砂災害を除く）	福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字上山下丁 757
40	塩野集会所	福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字中村乙 114
41	猪鼻集会所	福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字北ノ角丙 1249
42	麻生公民館	福島県河沼郡柳津町大字飯谷字居平乙 1096
43	軽井沢集会所	福島県河沼郡柳津町大字軽井沢字中島 15
44	西山小学校（土砂災害を除く）	福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平 316
45	旧西山中学校	福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平 406
46	西山小学校体育館 （土砂災害を除く）	福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平 316

47	西山保育所	福島県河沼郡柳津町大字砂子原字北ノ沢 676
48	西山温泉せいざん荘	福島県河沼郡柳津町大字砂子原字長窪 921
49	西山地区交流センター (土砂災害を除く)	福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平 263
50	砂子原地区集会所	福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平地内
51	黒沢集会所 (土砂災害を除く)	福島県河沼郡柳津町大字黒沢字前原 47-1
52	冑中会館 (土砂災害を除く)	福島県河沼郡柳津町大字冑中字居平 652-5
53	五疊敷地区集会所	福島県河沼郡柳津町大字五疊敷字居平 203
54	湯八木沢会館 (土砂災害を除く)	福島県河沼郡柳津町大字湯八木沢字居平 1309
55	牧沢地区集会所 (土砂災害を除く)	福島県河沼郡柳津町大字牧沢字居平 496
56	鳥屋公民館	福島県河沼郡柳津町大字牧沢字鳥屋居平地内
57	久保田集会所 (土砂災害を除く)	福島県河沼郡柳津町大字久保田字居平甲 562
58	大峯集会所	福島県河沼郡柳津町大字久保田字居平乙 97
59	芋小屋集会所	福島県河沼郡柳津町大字芋小屋字居平地内
60	大成沢公民館 (土砂災害を除く)	福島県河沼郡柳津町大字大成沢字前田甲 379
61	琵琶首公民館	福島県河沼郡柳津町大字琵琶首字居平 249
62	四ツ谷地区集会所	福島県河沼郡柳津町大字四ツ谷字家廻 1433
63	高森地区集会所	福島県河沼郡柳津町大字四ツ谷字上居平 199

20 一時避難場所一覧表【総務班・住民福祉班】

下記も 19 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表【総務班】

※一時避難場所とは、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、または帰宅困難者が公共交通機関が回復するまで待機する場所のこと。

※広域避難場所とは、地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所のこと。

21 報道関係機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
福島民報社	福島市太田町 13-17	024-531-4111	024-531-4022
福島民友新聞社	福島市柳町 4-29	024-523-1191	024-523-2605
朝日新聞社福島総局	福島市舟場町 1-28	024-523-3571	024-521-0305
毎日新聞社福島支局	福島市置賜町 8-22	024-521-1233	024-525-2155
読売新聞社福島支局	福島市柳町 4-29	024-523-1204	024-523-1207
日本経済新聞社福島支局	福島市舟場町 1-25	024-523-4458	024-521-0155
産経新聞社福島支局	福島市栄町 6-6	024-523-2387	024-525-2424
共同通信社福島支局	福島市大町 7-3	024-523-3366	024-522-6190
時事通信社福島支局	福島市太田町 13-17	024-531-8351	024-531-8353
河北新報福島総局	福島市北町 1-10	024-521-3331	024-525-3129
日本放送協会福島放送局	福島市早稲町 1-2	024-526-4630	024-522-2548
ラジオ福島	福島市下荒子 8	024-535-3331	024-535-3451
福島テレビ	福島市御山町 2-5	024-536-8022	024-536-8090
福島中央テレビ	郡山市池ノ台 13-23	024-923-3329	024-932-6615
福島放送	郡山市桑野 4-3-6	024-933-5853	024-934-0503
テレビユー福島	福島市西中央 1-1	024-531-8511	024-531-2237
エフエム福島	郡山市神明町 4-4	024-991-9000	024-991-9100
エフエム会津	会津若松市栄町 2-14	0242-28-0565	0242-38-2173
喜多方シティエフエム	喜多方市字通船場 19	0241-22-1002	0241-21-1770

22 危険物施設別調査表【総務班・住民福祉班】

(平成 26 年 2 月 1 日現在)

区 分	施設名	施設数	数量 (ℓ)
製 造 所			
貯蔵所	屋内貯蔵所		
	屋外タンク貯蔵所	銀山荘 2	400
	屋内タンク貯蔵所	銀山荘 1	160
	地下タンク貯蔵所	つきみが丘 町民センター1	17,000
		せいざん荘	6,000
		銀山荘 1	7,000

(消防署資料)

23 指定文化財一覧【生涯学習班】

No.	指定別	種 別	名 称
1	国重文	建造物	奥の院弁天堂
2	国	天然記念物	柳津うぐい棲息地
3	県	考古資料	石生前遺跡出土品
4	県	無形民族文化財	柳津の大神楽
5	町	古文書	龍藏庵船木文書
6	町	彫刻（木彫）	木造聖徳太子立像
7	町	彫刻（石仏）	石造小柳津慈母観音立像
8	町	彫刻（石仏）	田代観音山三十三観音石造
9	県・町	天然・緑の文化財	孫太郎マツ
10	町	書	中野竹子筆紙本掛軸
11	町	民族（武具）	中野優子愛用漆塗檜棒
12	町	彫刻（木彫）	木造閻魔大王坐像
13	町	彫刻（木彫）	木造不動明王尊像
14	町	彫刻（木彫）	木造文殊菩薩坐像
15	県・町	彫刻（木彫）	木造聖徳太子立像
16	町	彫刻（木彫）	木造薬師如来坐像
17	町	考古資料	石生前遺跡出土品（硬玉製の玉）
18	町	書	頼三樹三郎の真蹟

24 A E D（自動体外式除細動器）設置公共施設一覧

【保健衛生班】

N0	地区名	設置場所	所在地	管理者	設置年
1	琵琶首	消防屯所	柳津町大字琵琶首字居平地内	消防班長	平成 21 年 7 月
2	黒 沢	消防屯所	柳津町大字黒沢字前原地内	区長	平成 21 年 7 月
3	桐ヶ丘	会館	柳津町大字柳津字檀ノ下地内	区長	平成 21 年 7 月
4	野老沢	福柳苑	柳津町大字飯谷字前林甲 370	園長	平成 21 年 7 月
5	塩 野	資源収集所	柳津町大字猪倉野字中村地内	区長	平成 21 年 7 月
6	久保田	公民館	柳津町大字久保田字居平地内	区長	平成 21 年 7 月
7	大成沢	消防屯所	柳津町大字大成沢字前田地内	消防班長	平成 21 年 7 月
8	小 巻	消防屯所	柳津町大字小椿字村中地内	区長	平成 21 年 7 月
9	牧 沢	公民館	柳津町大字牧沢字居平地内	区長	平成 21 年 7 月
10	五畳敷	公民館	柳津町大字五畳敷字居平地内	区長	平成 21 年 7 月
11	鳥 屋	会館	柳津町大字牧沢字鳥屋地内	区長	平成 26 年 12 月
12	安久津	柳津小学校	柳津町大字柳津字上村道上乙 1580	学校長	平成 21 年 7 月
13	砂子原	西山小学校	柳津町大字砂子原字居平 316	学校長	平成 21 年 7 月
14	安久津	柳津町役場	柳津町大字柳津字下平乙 234	総務課長	平成 21 年 7 月
15	砂子原	柳津町役場 西山支所	柳津町大字砂子原字居平 263	支所班長	平成 18 年 12 月

25 町内医療機関調【保健衛生班】

名 称	所 在 地	電 話
柳津町国民健康保険診療所	柳津町大字柳津字龍蔵庵乙 510	(0241) 42-2334
柳津町国民健康保険診療所 西山出張所	柳津町大字砂子原字居平 240-3	(0241) 43-2138
二瓶齒科	柳津町大字細八字塚乙 109-12	(0241) 41-1880

26 一般廃棄物処理業者【保健衛生班】

事業所名	所在地
両沼公産 有限会社	柳津町大字細八字塚乙 112-1
有限会社 柳津環境衛生センター	柳津町大字細八字居平甲 1226
株式会社 あいづダストセンター	会津若松市神指町大字南四合字 才ノ神 461
有限会社 東北環境エンジニア	会津坂下町大字金上字的場 37
荒川産業 株式会社	喜多方市字屋敷免 3960
有限会社 坂下リサイクルサービス	会津坂下町字牛川字弥五畑 343-1
東北緑化環境保全 株式会社	会津若松市旭町 6-1

27 火葬場【住民福祉班】

名 称 : 会津西部斎苑

所在地 : 河沼郡会津坂下町大字宇内字中子山4003番地の4

電 話 : 0241-83-0001

28 柳津町指定給水装置工事事業者一覧(所在地：柳津町)

【上下水道班】

住 所	電 話 番 号	指定給水工事店名
柳津町大字芋小屋字 居平 482	0241-43-2903	スギハラ設備 代表 杉原 一雄
柳津町大字細八字 堺乙 112-1	0241-42-3332	両沼公産 株式会社 代表 田村 隆幸
柳津町大字細八字 居平乙 756	0241-42-2779	増井設備 増井 邦衛
柳津町大字細八字 根柄巻乙 138-9	0241-42-3337	長谷川設備 代表 長谷川洋治
柳津町大字柳津字 一王町甲 27	0241-42-2301	有限会社ハチャ 代表 蜂谷 宏治
柳津町大字柳津字 上村道下乙 1584-11	0241-42-3202	はせがわ設備 代表 長谷川清孝
柳津町大字細八字 居平甲 1226	0241-42-3325	柳津環境衛生センター 代表 長谷川 洋
柳津町大字猪倉野字 屋敷添甲 909	0241-42-3043	伊藤設備 代表 伊藤 毅
柳津町大字牧沢字 居平 621	0241-43-2367	水道屋 代表 天野 洋一

注意事項

本一覧表の内容は事業者から届出が無い限り更新されませんので現況と整合しない場合があります。

29 柳津町排水設備指定工事事業者一覧(所在地：柳津町)

【上下水道班】

住 所	電 話 番 号	指定給水工事店名
柳津町大字芋小屋字 居平 482	0241-43-2903	スギハラ設備 代表 杉原 一雄
柳津町大字細八字 堺乙 112-1	0241-42-3332	両沼公産 株式会社 代表 田村 隆幸
柳津町大字細八字 根柄巻乙 138-9	0241-42-3337	長谷川設備 代表 長谷川洋治
柳津町大字柳津字 上村道下乙 1584-11	0241-42-3202	はせがわ設備 代表 長谷川清孝
柳津町大字細八字 居平甲 1226	0241-42-3325	柳津環境衛生センター 代表 長谷川 洋
柳津町大字柳津字 下原道西 498-1	0241-42-2894	大成建設工業 株式会社 代表 鶴見 源一

注意事項

本一覧表の内容は事業者から届出が無い限り更新されませんので現況と整合しない場合があります。

30 福島県災害救助法施行細則

(昭和 35 年 6 月 21 日福島県規則第 49 号)

最終改正 平成 24 年 6 月 15 日 規則第 44 号

(被害調査)

第 1 条 知事は、災害に際し、市町村における災害が、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 1 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村の長に対し、直ちに被害状況を、被害状況調(第 1 号様式)により、求めるものとする。

(法適用地域の告示)

第 3 条 知事は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)による救助を行なうときは、すみやかにその旨及び適用地域を告示するものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 災害救助法施行令第 9 条の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 に定めるところによる。

(物資の保管命令等令書)

第 6 条 災害救助法施行規則(昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。)第 1 条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 公用令書(第 2 号様式の 1 ～第 2 号様式の 4)
- 二 公用変更令書(第 3 号様式)
- 三 公用取消令書(第 4 号様式)

2 前項第 1 号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(第 5 号様式)に所定の事項を登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは強制物件台帳にその理由その他必要な事項を記録するものとする。

第 7 条 前条第 1 項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添附してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して、直ちにこれを知事に返付しなければならない。

(収用物資の占有者の立会い)

第 8 条 規則第 2 条第 2 項の当該職員は、収用又は使用すべき物資の引渡を受けた場合において同条第 3 項の規定により受領調書(第 6 号様式)を作成するときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち会わせるものとする。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償)

第9条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、第7号様式による。

- 2 損失補償請求書の提出があったとき又はこれに基づき損失補償を行なったときは、所定の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(救助業務従事命令書)

第10条 規則第4条の公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 公用令書(第8号様式)

二 公用取消令書(第9号様式)

- 2 前項第1号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(第10号様式)に所定の事項を登録するものとする。

- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録し、前項の登録にかかる事項を朱線でまっ消するものとする。

第11条 第7条の規定は、前条第1項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について、これを準用する。

(救助業務従事不能の届出)

第12条 規則第4条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添附して行なわなければならない。

- 一 負傷又は疾病により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書
- 二 天災その他さけられない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

(実費弁償)

第13条 法第24条第5項の規定による実費弁償の額は、別表第2に定めるところによる。

第14条 規則第5条の実費弁償請求書は、第11号様式による。

(立入検査証票)

第15条 法第27条第4項の証票は、第12号様式による。

(扶助金の申請)

第16条 規則第6条の扶助金支給申請書は、第13号様式による。

- 2 扶助金を申請しようとする者は、前項の扶助金支給申請書に休業扶助金の支給を申請しようとする場合にあっては負傷し、又は疾病にかかったため従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがないこと等特に休業扶助金の給付を必要とする理由を詳細に記載した書類、打切扶助金の支給を申請しようとする場合にあっては療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書を添付しなければならない。

- 3 法第 25 条の規定により協力命令を受けて、救助に関する業務に協力した者又はその遺族が、規則第 6 条の規定により扶助金支給申請書を提出しようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、救助業務に協力したことを証する市町村長の証明書を添付しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 災害救助法施行細則(昭和 23 年福島県規則第 6 号)は、廃止する。

別表第 1 (第 5 条関係)

救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。この場合において、その基準により難い特別の事情があるときは、その都度厚生労働大臣に協議して、特別基準を設定することがあるものとする。

一 収容施設の供与

1 避難所

- (一) 避難所には、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。
- (二) 避難所には、学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営するものとする。
- (三) 避難所の設置のために支出する費用は、次に掲げるものとし、その額は、1 人 1 日当たり 300 円 (災害の発生が冬期(10 月から翌年 3 月まで)であるときは、別に定める額を加算した額)以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。
- (1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

(四) 避難所を開設する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

2 応急仮設住宅

- (一) 応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。
- (二) 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は 2,401,000 円以内とする。

- (三) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
この場合において、1 施設当たりの規模及びその設置のために支出する費用は、(二)にかかわらず別に定めるところによる。
- (四) 高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要するものを複数収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することができる。
- (五) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室借上げを行い、当該居室に収容することができる。
- (六) 応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (七) 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 3 項又は第 4 項の規定による期間内とする。

二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊出しその他による食品の給与

- (一) 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けたために炊事のできない者及びこれらの被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者(以下「被災者」という。)に対して行うものとする。
- (二) 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。
- (三) 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1 人 1 日当たり 1,010 円以内とする。
- (四) 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
- (五) 被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、(四)の期間内に 3 日分以内を現物により支給するものとする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- (二) 飲料水の供給を実施するために支給する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (一) 被服、寝具及び身の回り品
- (二) 日用品
- (三) 炊事用具及び食器
- (四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	1世帯当たり6人以上1人を増すごとに 加算する額
夏期 (4月から9月まで)	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
冬期 (10月から翌年3月まで)	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400

(円)

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	1世帯当たり6人以上1人を増すごとに 加算する額
夏期 (4月から9月まで)	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬期 (10月から翌年3月まで)	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

(円)

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に処置を行うものとする。

(二) 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことがあるものとする。

(三) 医療は、次の範囲内において行うものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(四) 医療のために支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(五) 医療を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

2 助産

(一) 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のために助産の途を失った者に対して行うものとする。

(二) 助産は、次の範囲内において行うものとする。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(三) 助産のために支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内の額とする。

(四) 助産を実施する期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

五 災害にかかった者の救出

1 災害にかかった者の救出は、災害のために現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の搜索又は救出のために行うものとする。

2 災害にかかった者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

3 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

六 災害にかかった住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1 世帯当たり 520,000 円以内とする。

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 箇月以内に完了するように行うものとする。

七 生業に必要な貸金の貸与

1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- 3 生業に必要な資金として貸与する金額は、次の額の範囲内とする。
 - (一) 生業費 1 件当たり 30,000 円
 - (二) 就職支度費 1 件当たり 15,000 円
- 4 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付すものとする。
 - (一) 貸与期間 2 年以内
 - (二) 利子 無利子
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 箇月以内に完了するように行うものとする。

八 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校又は特別支援学校の小学部の児童（以下「小学校等児童」という。）、中学校又は中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部の生徒（以下「中学校等生徒」という。）及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるもの（以下「高等学校等」という。）の生徒（以下「高等学校等生徒」という。）に対して行うものとする。
- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - (一) 教科書
 - (二) 文房具
 - (三) 通学用品
- 3 学用品の給与のために支出する費用は、次の額の範囲内とする。
 - (一) 教科書代

小学校等児童及び中学校等生徒

教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書をいう。以下同じ。）及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

高等学校等生徒

教科書及び教科書以外の教材で、知事が高等学校等の授業で使用するものと認めたものを給与するための実費
 - (二) 文房具及び通学用品費

小学校等児童	1 人当たり	4,100 円
中学校等生徒	1 人当たり	4,400 円
高等学校等生徒	1 人当たり	4,800 円

- 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了するように行うものとする。

九 埋葬

- 1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行うものとする。
- 2 埋葬は、原則として、棺又は棺材をもって、次の範囲内において、行うものとする。
 - (一) 棺(附属品を含む。)
 - (二) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - (三) 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のために支出する費用は、1体当たり大人 201,000 円以内、小人 160,800 円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

十 死体の搜索

- 1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- 2 死体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- 3 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

十一 死体の処理

- 1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。
- 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。
 - (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (二) 死体の一時保存
 - (三) 検案
- 3 検案は、原則として救護班によって行うものとする。
- 4 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによる。
 - (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり 3,300 円以内とする。
 - (二) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり 5,000 円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算することができる。
 - (三) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の通常の実費の額以内とする。

5 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。

十二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

- 1 障害物の除去は、災害によって居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- 2 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり 133,900 円以内とする。
- 3 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。

十三 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用とする。
 - (一) 被災者の避難
 - (二) 医療及び助産
 - (三) 災害にかかった者の救出
 - (四) 飲料水の供給
 - (五) 死体の搜索
 - (六) 死体の処理
 - (七) 救済用物資の整理配分
- 2 応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、知事が当該救助の実施を必要と認める期間以内とする。

別表第 2 (第 13 条関係)

実費弁償の限度

一 災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

1 日当

(一) 医師及び歯科医師	1 人 1 日当たり	23,100 円以内
(二) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	1 人 1 日当たり	16,700 円以内
(三) 保健師、助産師、看護師及び准看護師	1 人 1 日当たり	17,900 円以内
(四) 救急救命士	1 人 1 日当たり	14,700 円以内
(五) 土木技術者及び建築技術者	1 人 1 日当たり	16,800 円以内
(六) 大工	1 人 1 日当たり	15,700 円以内
(七) 左官	1 人 1 日当たり	14,900 円以内
(八) とび職	1 人 1 日当たり	14,900 円以内

2 超過勤務手当

前記 1 の(一)から(八)までに掲げる者のそれぞれの日当額の 21 日分を給料月額と、その者の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分とみなして職員の給与に関する条例(昭和 26 年福島県条例第 9 号)第 16 条の規定により算出した勤務 1 時間当たりの給与額に基づき、同条例第 13 条の規定により算出した超過勤務手当の額に相当する額

3 旅費

福島県旅費条例(昭和 28 年福島県条例第 24 号)の知事等以外の職務にある者が同条例の規定により支給を受ける旅費額に相当する額

二 災害救助法施行令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその 100 分の 3 に相当する額を加算した額

様式〔略〕

31 被害の認定基準【総務班・税務班】

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が、原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することが、出来ないが死亡したことが、確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	1つの建築物をいう。母屋より延面積の小さい建築物(同じ敷地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付属している場合は、同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の母屋に付属しているものは折半して、それぞれを母屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子、夫婦であっても、生活の実態が、別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯として取り扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達したものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住できないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

32 土砂災害等危険箇所

危険ため池一覧

番号	ため池名	水系 支線 名	所在地	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m^3)	堤高 (m)	堤長 (m)	要改修内容
1	入山堤	阿賀川 只見川	柳津町大字郷戸字入山	99.0	前刃金型	114,000	11.7	107.0	
2	古沼堤	〃 〃	〃 大字藤字管沢	16.0	均一型	25,000	8.0	25.0	堤体漏水
3	二岐堤	〃 〃	〃 大字藤字管沢	16.0	〃	60,000	9.0	70.5	
4	下ノ堤	〃 〃	〃 大字細八字西沢入	20.0	〃	30,000	10.1	73.0	
5	上ノ堤	〃 〃	〃 大字細八字西沢入	20.0	〃	18,000	8.3	57.7	早い機会に要改修
6	蛇沢堤	〃 〃	〃 大字郷戸字蛇沢	8.0	〃	4,000	6.8	28.4	
7	程窪堤	〃 〃	〃 大字細八字程窪	25.0	〃	70,000	14.3	52.0	早い機会に要改修
8	森沢堤	〃 〃	〃 大字藤字森沢	5.0	〃	7,000	5.3	31.0	
9	沢田堤	〃 〃	〃 大字藤字沢田	2.0	〃	3,500	5.0	37.5	
10	雨沼堤	〃 〃	〃 大字藤字柴倉	16.0	〃	2,000	3.6	45.5	早い機会に要改修
11	山田堤	〃 〃	〃 大字郷戸字山田	30.0	〃	22,000	8.0	38.5	
12	芦ヶ沢堤	〃 〃	〃 大字郷戸字芦ヶ沢	42.0	〃	5,500	5.6	39.0	早い機会に要改修
13	ヤケン沢堤	〃 〃	〃 大字大柳字ヤケン沢	2.0	〃	8,000	3.1	39.5	早い機会に要改修
14	鹿島堤	〃 〃	〃 大字飯谷字鹿島	3.0	〃	18,000	6.7	35.5	
15	菖蒲沢堤	〃 〃	〃 大字牧沢字菖蒲沢	2.9	〃	3,000	3.5	54.4	満水にしない
16	高坂堤	〃 〃	〃 大字大柳字高坂	2.0	〃	2,000	6.0	20.0	

土石流発生危険箇所

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	指定箇所	溪流概況			保全対象			備考
						溪流長 (km)	溪流面積 (km ²)	河 幅 (m)	人 口	人家戸 数	公共施設	
1	50423A0031	阿賀野川	滝谷川	出 入 沢	柳津町大字琵琶首字居平	2.61	0.62			12		
2	50423A0030	阿賀野川	滝谷川	大 成 沢	柳津町大字大成沢字前田	0.81	0.27			22	大成沢公民館	
3	50423A0029	阿賀野川	滝谷川	冑 中 沢	柳津町大字冑中字居平	0.51	0.11			24	冑中会館	
4	50423A0028	阿賀野川	滝谷川	水 上 沢	柳津町大字砂子原字居平	0.66	0.27			22	西山小学校 西山支所	
5	50423A0020	阿賀野川	滝谷川	滝 沢	柳津町大字郷戸字居平	0.19	0.02			17	中野公民館	
6	50423A0016	阿賀野川	銀山川	銀 山 川	柳津町大字猪倉野字中村	0.26	0.03			9	塩野公民館	
7	50423A0013	阿賀野川	銀山川	月 光 寺 沢	柳津町大字柳津字新町	1.08	0.06			4		
8	50423A0012	阿賀野川	銀山川	弁 天 堂 沢	柳津町大字柳津字門前町	1.17	0.05			36	滝のや	
9	50423A0017	阿賀野川	只見川	小 水 上 沢	柳津町大字飯谷字宮田	2.15	0.26			3		
10	504223A0005	阿賀野川	只見川	沢 尻 沢	柳津町大字小椿字家ノ前	3.41	1.05			6	石坂会館	
11	50423A0006	阿賀野川	只見川	上 の 台 沢	柳津町大字小椿字家ノ前	0.67	0.27			0		
12	50423A0008	阿賀野川	只見川	北 山 沢	柳津町大字小椿字家ノ前	1.15	0.18			0		
13		阿賀野川	滝谷川	傾 城 沢	柳津町大字湯八木沢字稲面							
14	50423B0010	阿賀野川	只見川	笠 菅 沢	柳津町大字小椿字上宮ノ前	2.45	0.19			4		
15	50423B0027-1	阿賀野川	滝谷川	北 ノ 沢 - 1	柳津町大字砂子原字北ノ沢	2.42	0.34			0		
16	50423B0027-2	阿賀野川	滝谷川	北 ノ 沢 - 2	柳津町大字砂子原字北ノ沢	0.24	0.04			0		
17	50423B0033	阿賀野川	滝谷川	子 無 沢	柳津町大字琵琶首字境ノ沢	0.97	0.11			0		

18	50423B0001	阿賀野川	只見川	沢 田 沢	柳津町大字藤字中居平	0.98	0.07			3	藤地区排水浄 化センター 第一水源地	
19	50423B0003	阿賀野川	只見川	三 五 沢	柳津町大字藤字長窪	0.98	0.07			0		
20	50423B0022	阿賀野川	東 川	向 居 平 沢	柳津町大字牧沢字向居平	0.34	0.02			4	春日神社	
21	50423B0023	阿賀野川	東 川	沢 上 沢	柳津町大字牧沢字沢上	10.56	2.14			0		
22	50423B0024	阿賀野川	東 川	滝 の 沢	柳津町大字四ツ谷字家廻	1.45	0.19			2		
23	50423B0025	阿賀野川	東 川	沢 中 沢	柳津町大字四ツ谷字中居平	1.90	0.25			1		

地すべり防止区域

番号	区 域 名	指 定 箇 所	告 示 年 月 日	告 示 番 号	面 積 (ha)	備 考
1	猪 鼻	柳津町大字猪倉野字深田	H. 22. 1. 5	第 5 号	14. 50	
2	塩 野	柳津町大字猪倉野字中村	H. 22. 1. 5	第 5 号	24. 60 13. 60	
3	久 保 田	柳津町大字久保田字尻田	H. 22. 1. 5	第 5 号	67. 50 18. 80	
4	郷 戸	柳津町大字郷戸字長ノ	H. 22. 1. 5	第 5 号	32. 70	
5	軽 井 沢	柳津町大字軽井沢字中島	H. 22. 1. 5	第 5 号	15. 40	
6	老 沢	柳津町大字砂子原字老沢	H. 22. 1. 5	第 5 号	21. 00	
7	長 窪	柳津町大字藤字長窪	H. 22. 1. 5	第 5 号	46. 40	
8	黒 滝	柳津町大字猪倉野字上山下	H. 22. 1. 5	第 5 号	20. 00	
9	鳥 屋	柳津町大字牧沢字鳥屋居平	H. 22. 1. 5	第 5 号	41. 30	
10	大 野 新 田	柳津町大字大柳字下中島	H. 22. 1. 5	第 5 号	35. 00	
11	冑 中	柳津町大字冑中字居平	H. 22. 1. 5	第 5 号		
12	檀 ノ 浦	柳津町大字柳津字檀ノ浦	H. 22. 1. 5	第 5 号		

急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	位置				土地の面積 (㎡)
		郡市	町村	大字	小字	
1	一王町	河沼	柳津	柳津	一王町	5446.77
2	諏訪町	〃	〃	〃	諏訪町	3334.09
3	岩坂1号-1	〃	〃	〃	岩坂町	12273.00
4	岩坂1号-2	〃	〃	〃	〃	1598.00
5	岩坂2号	〃	〃	〃	〃	2933.82
6	寺家町1号	〃	〃	〃	寺家町	17757.00
7	寺家町2号	〃	〃	〃	〃	4600.31
8	安久津	〃	〃	〃	安久津	8194.00
9	出倉	〃	〃	〃	家ノ北	18013.00
10	黒滝	〃	〃	猪倉野	上山下	15381.00
11	馬場	〃	〃	〃	馬場	985
12	郷戸	〃	〃	郷戸	居平	5266.00
13	野老沢	〃	〃	飯谷	田中	1106.00
14	麻生	〃	〃	〃	居平	5691.00
15	中山	〃	〃	〃	中山	17,655
16	小巻 - 1	〃	〃	小椿	下平	1652.83

17	小 卷 - 2	〃	〃	〃	下 平	9445.00
18	石 坂 - 1	〃	〃	〃	家 ノ 前	482.09
19	石 坂 - 2	〃	〃	〃	〃	1,192
20	石 坂 - 3	〃	〃	〃	〃	702
21	椿 1 号	〃	〃	〃	上 宮 ノ 前	33,742
22	湯 八 木	〃	〃	湯 八 木 沢	居 平	17831.00
23	五畳敷 1 号	〃	〃	五 畳 敷	下 湯	13565.99
24	五畳敷 2 号	〃	〃	〃	老 沢	8281.98
25	長 坂	〃	〃	砂 子 原	長 坂	14296.00
26	砂子原 - 1	〃	〃	〃	居 平	1640.83
27	砂子原 - 2	〃	〃	〃	居 平	3995.00
28	黒沢 1 号-1	〃	〃	黒 沢	前 原	764.22
29	黒沢 1 号-2	〃	〃	〃	〃	586.30
30	黒 沢 2 号	〃	〃	〃	簾 沢	3736.86
31	芋 小 屋			芋 小 屋	居 平	36026.00
32	前 田 - 1	〃	〃	大 成 沢	前 田	989.00
33	前 田 - 2	〃	〃	〃	〃	3040.09
34	前 田 - 3	〃	〃	〃	〃	36331.00
35	前 田 - 4	〃	〃	〃	〃	

36	漆 峠	〃	〃	〃	広 表	2089. 50
37	琵琶首	〃	〃	琵琶首	居 平	18749. 00
38	境 ノ 沢	〃	〃	〃	境 ノ 沢	13, 123
39	牧 沢 1 号	〃	〃	牧 沢	居 平	9537. 00
40	牧沢 2 号-1	〃	〃	〃	向 居 平	5344. 37
41	牧沢 2 号-2	〃	〃	〃	〃	3845. 81
42	鳥屋居平-1	〃	〃	〃	鳥 屋 居 平	5179. 00
43	鳥屋居平-2	〃	〃	〃	〃	10723. 80
44	中 屋 敷	〃	〃	四 ツ 谷	下 宮 ノ 原	18728. 00
45	遅 越 度 - 1	〃	〃	〃	家 廻	5536. 21
46	遅 越 度 - 2	〃	〃	〃	〃	1411. 88

雪崩危険箇所

番号	箇所名	指定箇所	人家戸数	公の建物		公の施設	
				種類	数	種類	数
1	上 藤	柳津町大字藤字舟渡	6				
2	椿	柳津町大字小椿字下家ノ前	1			県 道	250
3	石 坂	柳津町大字小椿字家ノ前	2				
4	柳 津	柳津町大字柳津字寺家町	31	旅 館	2	県 道 町 道	100 100
5	上 村	柳津町大字柳津字上村道上	3	小 学 校 中 学 校	1 1	鉄 道 町 道	300 300
6	黒 滝	柳津町大字猪倉野字上山下	1			県 道	150
7	軽 井 沢	柳津町大字軽井沢字中島	12	公 民 館 神 社 寺	1 1 1	県 道	130
8	五 畳 敷	柳津町大字五畳敷字下ノ湯	1	旅 館	1	県 道	120
9	長 坂	柳津町大字砂子原長坂	8	旅 館	1	県 道	70
10	芋 小 屋	柳津町大字芋小屋字居平	17	神 社	1	県 道	240
11	前 田	柳津町大字大成沢字前田	26			県 道	260
12	漆 峠	柳津町大字大成沢字広表	8	神 社	1		
13	琵琶首(1)	柳津町大字琵琶首字居平	20			県 道	100
14	琵琶首(2)	柳津町大字琵琶首字居平	13			県 道	130